

5 一(1) 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」3,000万円以上の工事を対象とする。

なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

(1) 特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(2) 簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(3) 標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(4) 高度技術提案型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

(学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののほか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（落札者決定基準）

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

（評価基準）

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

（1）評価項目

評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

（2）得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（3）加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。

（評価の方法）

第9条 第7条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることが出来るものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点）+ 加算点

評価値 = （技術評価点 / 入札価格）

（落札者決定の方法）

第10条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（2）低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

（総合評価結果の公表）

第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

（苦情申立等）

第12条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

5- (2) 総合評価落札方式にかかる事務手引き（抜粋）

1. 本手引きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「法」という。）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

県では平成18年度から総合評価落札方式による入札を試行し、平成20年6月からは「新業者評価制度」の導入とあわせ、総合評価落札方式の本格導入を行っている。

このため、法及び基本方針に基づき、公共工事における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、公共工事の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

3. 総合評価落札方式を適用する工事

「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）が3,000万円以上の工事、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

なお、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事の総合評価落札方式については、「土木一式Bランク工事における総合評価落札方式にかかる事務手引き」を参照すること。

4. 総合評価落札方式の型式

(1) 高度技術提案型〔本書（暫定版）の対象とはしない〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

(2) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

(4) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

(5) 施工体制確認型

「和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領」を参照すること

各型式の適用範囲の考え方は表－1を原則とするが、災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事については別に定める。また、各型式の特徴は表－2に示すとおりである。

表－1 各型式の適用範囲

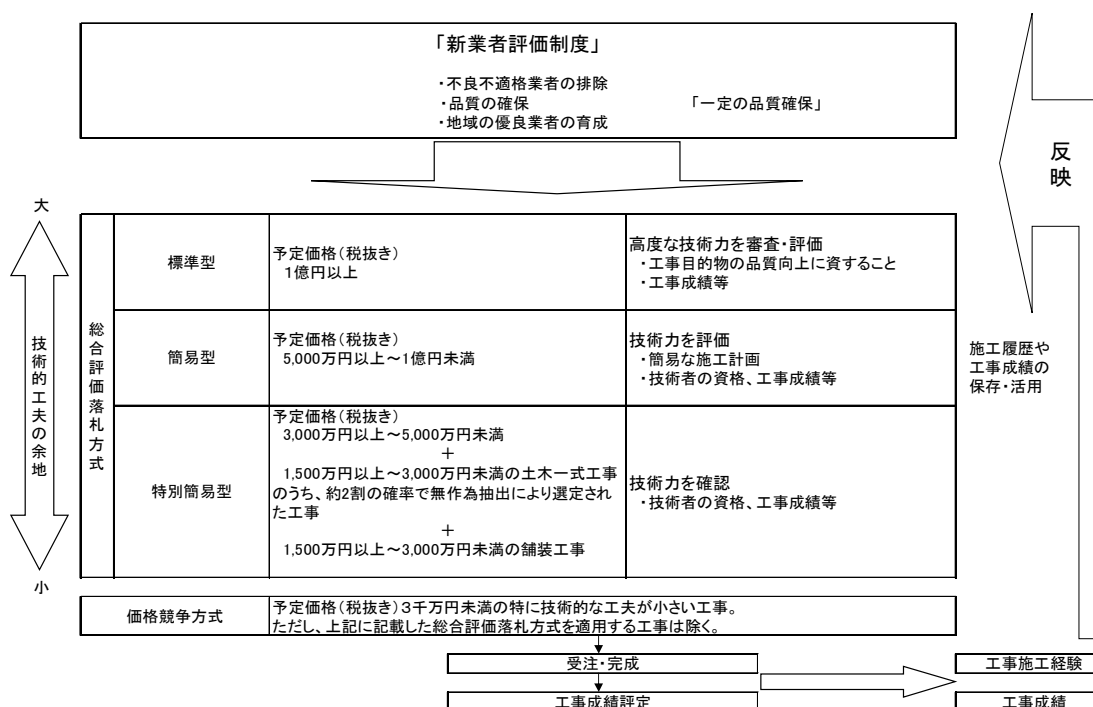
総合評価の型式	適用範囲
高度技術提案型	—
標準型	予定価格（税抜き）1億円以上
簡易型	予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満
特別簡易型	・ 予定価格（税抜き）3,000万円以上5,000万円未満 ・ 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事 ・ 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事

※ 緊急の経済対策のため、手続きの短縮と早期発注を目指して、平成21年2月から予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事における総合評価落札方式について、表—1に関わらず、簡易型ではなく特別簡易型を適用しています。

なお、WTO対象工事における「総合評価落札方式の型式」、「落札者決定基準（評価項目、評価内容、配点、得点、加算点）」は、案件毎に定めるものとする。

表—2 各型式の特徴

型 式	技術的特性	技術提案の目的	具体の「価格以外の要素」
(1) 高度技術提案型	・ 高度な技術提案を要する工事	・ 構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	・ ライフサイクルコスト ・ 工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等 ・ 環境の維持、景観等
(2) 標準型	・ 高度な技術提案を要する以外の工事	・ 発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	・ 工事目的物の品質向上に資すること ・ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等 ・ 技術者の資格、工事成績等
(3) 簡易型	・ 技術的な工夫の余地が小さい工事	・ 施工の確実性を確保するための技術提案が重要	・ 簡易な施工計画、技術者の資格、工事成績等
(4) 特別簡易型	・ 技術的な工夫の余地が特に小さい工事	・ 施工の確実性を確保するための施工体制が重要	・ 技術者の資格、工事成績等



図—1 和歌山県の実情にあった総合評価落札方式の体系図

5. 入札方式等の選定

本県では平成20年6月からWTO案件以上の工事に適用する一般競争入札を除いて、原則全ての工事で条件付き一般競争入札を導入している。

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」と呼ばれる方法としており、事務の軽減並びに開札まで入札参加者が発注者にも分からない利点がある。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

しかしながら、総合評価落札方式で高度な技術提案を求める高度技術提案型や標準型の一部では、発注者の示す標準的な仕様以上の提案を求めるものであることから、提案された内容で安全で確実に工事の施工が可能か否かの判断が必要になる。したがって入札書の提出前に、技術提案を審査し、その可否により入札参加を認めるか否かを判断する必要がある。このような工事については、技術審査を入札前に行う「事前審査型」の入札方法を選択する必要がある。

この、「事前審査型」の入札方式は本県では例外的な扱いとなるため、本書（暫定版）では入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、「事前審査」の必要な工事については、個別に対応するものとする。

また、工事の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用する。

6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「総合評価落札方式を行おうとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととしていたが、地方自治法施行令が改正され平成20年3月から施行されたことから、今後は、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（事務局：技術調査課）により行うものとする。

7. 総合評価落札方式による落札者の決定

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領〔建設工事〕（令和元年5月23日制定）に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認めた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。

評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

最低限の要求要件を満足する場合に標準点（基礎点）を与え、標準点は100点とする。

加算点の上限は50点までの範囲で設定するものとし、「特別簡易型」で15点以内、「簡易型」で20点以内、「標準型」で25点以内とし、「高度技術提案型」については50点以内で適宜設定するものとする。

表－3 各型式の加算点の合計値の上限 ※WTO案件除く

総合評価の型式	加算点の合計値の上限
高度技術提案型	50点以内で適宜設定
標準型	25点以内
簡易型	20点以内
特別簡易型	15点以内

8. 「特別簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事及び予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工体制を確認する「特別簡易型」を採用するものとする。

なお、予定価格(税抜き)1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事または通常事業に係る工事(令和3年度試行開始)については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)や橋梁上部工事(補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く)またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

1) 落札者決定基準

表-4 特別簡易型 落札者決定基準(案)

特別簡易型							
・予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事に適用 ・予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の場合】 ※主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人、監理技術者補佐のいずれも担当した対象工事がない場合は、主任技術者として担当した契約額が1,500万円未満の舗装工事業の工事を対象とする。 【共通】 ※無免許工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0				
		③55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5				
		③上記以外	0.0				
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0	必須	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。	
		②上記以外	0.0				
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業に参加可能な工事については選択しない。
			②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1			【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
以上 7. 1点以内で、換算は行わない							

※ 1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格（税抜き）1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用

年数は、「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士(5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士(5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

a) 留意点

ア) 過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物の完成及び引渡し完了した工事に主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。

なお、監理技術者等として配置された対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

また、予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事において、監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれも配置された対象工事が無い場合は、当面の間、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の県土整備部工事成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事成績を対象とする。

県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として工期の1/2以上の従事期間（現場代理人又は監理技術者補佐の場合は全工事期間）のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (71 - 65) / 10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が67点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (67 - 65) / 10 = 0.2$$

イ) CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）を保有

した上でその資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

（参考 令和6年6月1日現在）

- ・ 空気調和・衛生工学会 ・ 建設コンサルタンツ協会 ・ 地盤工学会
- ・ 全国土木施工管理技士会連合会 ・ 土木学会 ・ 日本環境アセスメント協会
- ・ 日本技術士会 ・ 日本造園学会 ・ 日本都市計画学会
- ・ 農業農村工学会（旧農業土木学会） ・ 日本建築士会連合会
- ・ 建設業振興基金 ・ 全国上下水道コンサルタント協会
- ・ 森林、自然環境技術教育研究センター ・ 交通工学研究会
- ・ 全国測量設計業協会連合会 ・ 全日本建設技術協会
- ・ 土質、地質技術者生涯学習協議会

各団体の推奨単位については、巻末の参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。

ウ) 本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

エ) 大規模災害時の協定締結について、下記の①②③④の基準で評価する。

- ① 入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されている者を評価する。
- ② 入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書（県担当機関において受け付けられたものに限る。）において「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種の取組みがあると確認できる者を評価する。
- ③ 入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は評価しない。
- ④ 入札参加資格認定において入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない。

なお、土木一式、建築一式、管、電気工事に評価項目として選択できるものとし、県外業者が参加可能な工事については、評価項目として選択しないものとする。

オ) 県産品、リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)について、下記の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできるとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

- ① 入札書を提出した日から起算して過去 3 年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による 2.93 点以上の加点評価のあった県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ② 入札書を提出した日から起算して過去 1 年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による 2.93 点以上の加点評価のあった県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の 1 品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものや、建設資材と加工手間がそれぞれ計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案については、加点評価しない。

なお、この場合で、当該提案が加点評価された場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第 4 条の規定により、けんさんびん登録予定資材台帳に登録するとともに、技術調査課ホームページにて資材名等の公表を行う。

○入札書提出日時時点で、けんさんびん登録制度において認定されている県産品建設資材

○入札書提出日時時点で、県産認定リサイクル製品

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第 2 条第 2 項第 1 号又は第 3 号の条件を満たす
県産品建設資材

・第 1 号 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材
又は製品

・第 3 号 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

※「県産品、リサイクル製品の積極利用」の評価対象建設資材については、P. 211 に、上記③に該当する場合の証明書類については P. 212 および P. 213 評価フローについては P. 214 に掲載。

カ) 県産品、リサイクル製品の積極利用(県内開発建設技術)について、下記の⑤⑥の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできるとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。

- ⑤ 入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ⑥ 県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。なお、入札公告時点において適用可能な県内開発建設技術を評価の対象とする。

なお、評価対象とする県内開発建設技術は「県内開発建設技術登録制度実施要領第3条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術」とするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点评価しない。

※ 県内開発建設技術登録台帳の適用日欄に記された日以降の入札公告

総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」の評価対象建設資材

○ 前提条件

- ・仕様書に明記されている県産品を全数使用

〈1〉県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ①仕様書の設計内訳書、1次単価表または参考資料において、「名称」欄に建設資材名が明記されていること
 - ②摘要欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
 - ③仕様書に計上されている1品目全数使用すること
 - ④購入建設資材であること
 - ⑤和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱に基づきけんさんびん登録された県産品建設資材又は同要綱第2条第2項第1号※若しくは第3号の条件を満たす県産品建設資材であること
- ※この場合、当該提案建設資材名等の公表及び当該提案建設資材のけんさんびん登録申請に関する製造事業者の同意が得られるものであること

〈2〉県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ①仕様書の設計内訳書、1次単価表または参考資料において、「名称」欄に建設資材名が明記されていること
- ②摘要欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- ③仕様書に計上されている1品目全数使用すること
- ④購入建設資材であること
- ⑤和歌山県リサイクル製品認定制度に基づき県産認定された県認定リサイクル製品であること

※ ただし、上記〈1〉〈2〉において次のいずれかに該当するものは、対象外

① 諸経費に含まれる資材	工事看板など
② 転用可能な資材	仮設材、型枠など
③ 率計上（単位が％）のもの	砂散布費、雑工種（基礎碎石）など
④ 諸雑費など	
⑤ 建設資材と加工手間がそれぞれ個別に計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案	

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」において、「③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は、下記のものとする。

1 けんさんびん登録された県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・「けんさんびん登録通知書（県産品建設資材）」の写し又は「県ホームページの県産品リスト」の写し（県産品建設資材と確認できるもの）
- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）など異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

2 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書（平成27年4月24日以降に発行された通知書については、同条例施行規則第8条の欄が「有」、平成27年4月24日以前に発行された通知書については、同条例施行規則第7条の欄が「有」であること。）又は県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）など異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

3 けんさんびん登録されていない県産品建設資材の使用を提案する場合

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号

「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」の場合 ※ 主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店をいう

- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）など異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料
- ・県産品建設資材名等の公表及びけんさんびん登録申請に関する製造事業者の同意

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第3号

「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」の場合

- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、樹種、紀州材証明者等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- ・紀州材認証システム実施要綱第6条により公表された「県ホームページの紀州材証明者（登録）一覧表」の写し
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）など異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料
- ・県産品建設資材名等の公表及びけんさんびん登録申請に関する製造事業者の同意

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」の評価対象県内開発建設技術

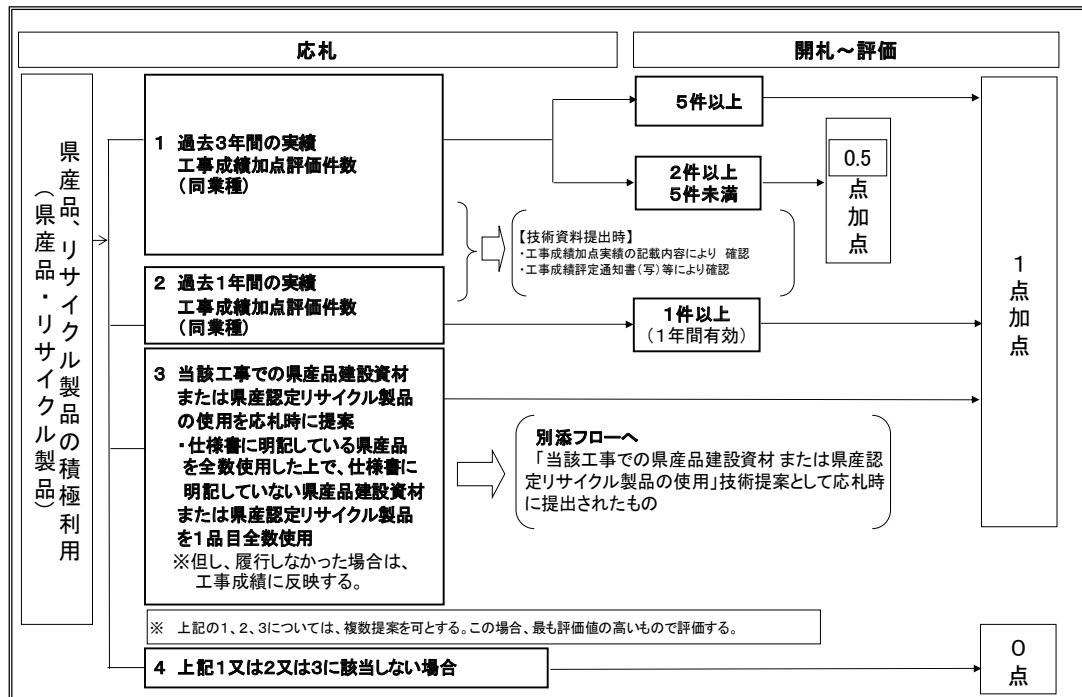
- ・次の条件を全て満たすこと

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①仕様書に計上されている1品目全数使用すること ②県内開発建設技術登録制度実施要領第3条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術 |
|--|

「県産品、リサイクル製品の積極使用（県内開発建設技術）」において、「県内開発建設技術を1品目全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は下記のものとする。

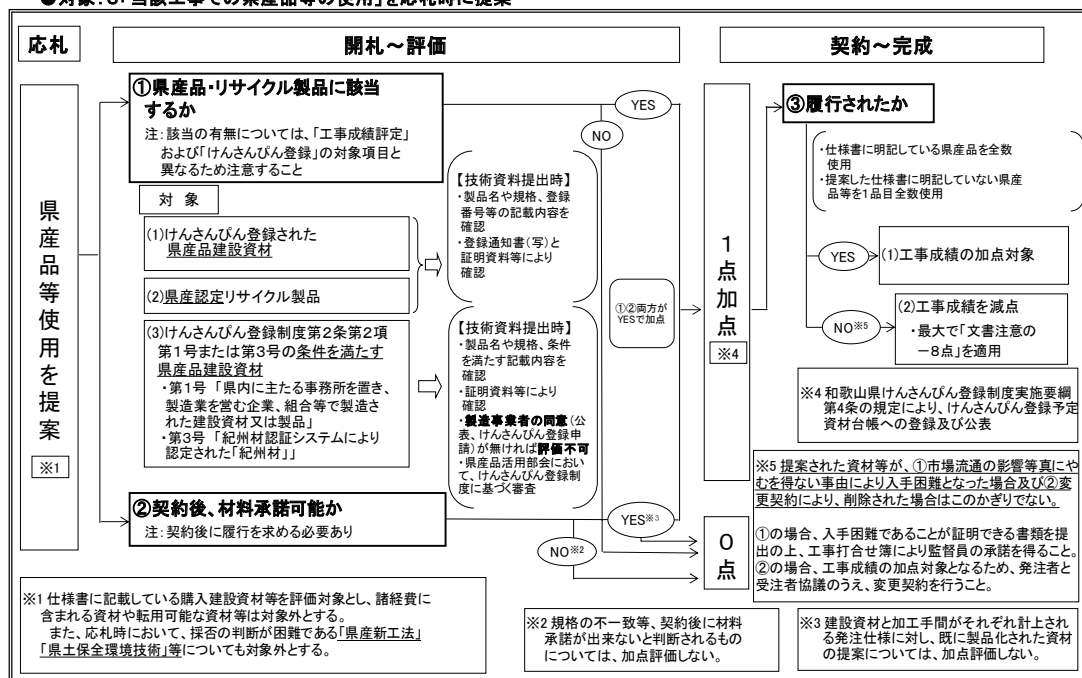
- ・「県内開発建設技術登録通知書」の写し又は「県ホームページの県内開発建設技術登録台帳」の写し
- ・工事材料確認書に添付する資料などで、県内開発建設技術の製品・工法名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
- ・使用する県内開発建設技術が仕様書の図面（参考図）など異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)」にかかる評価フロー

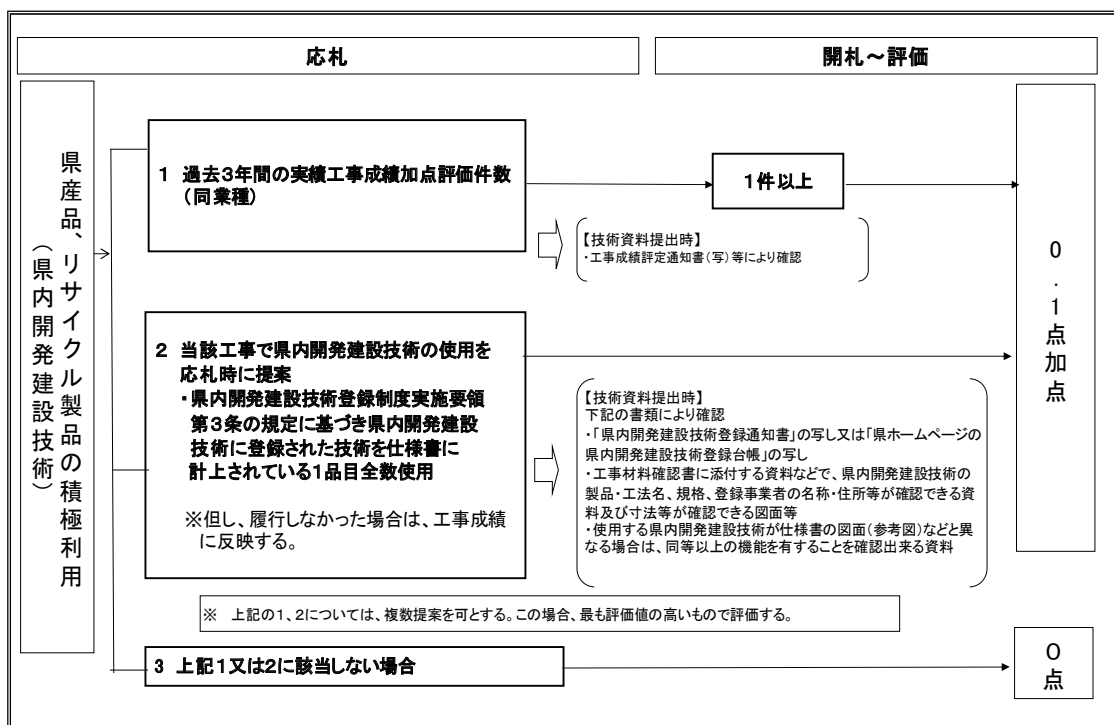


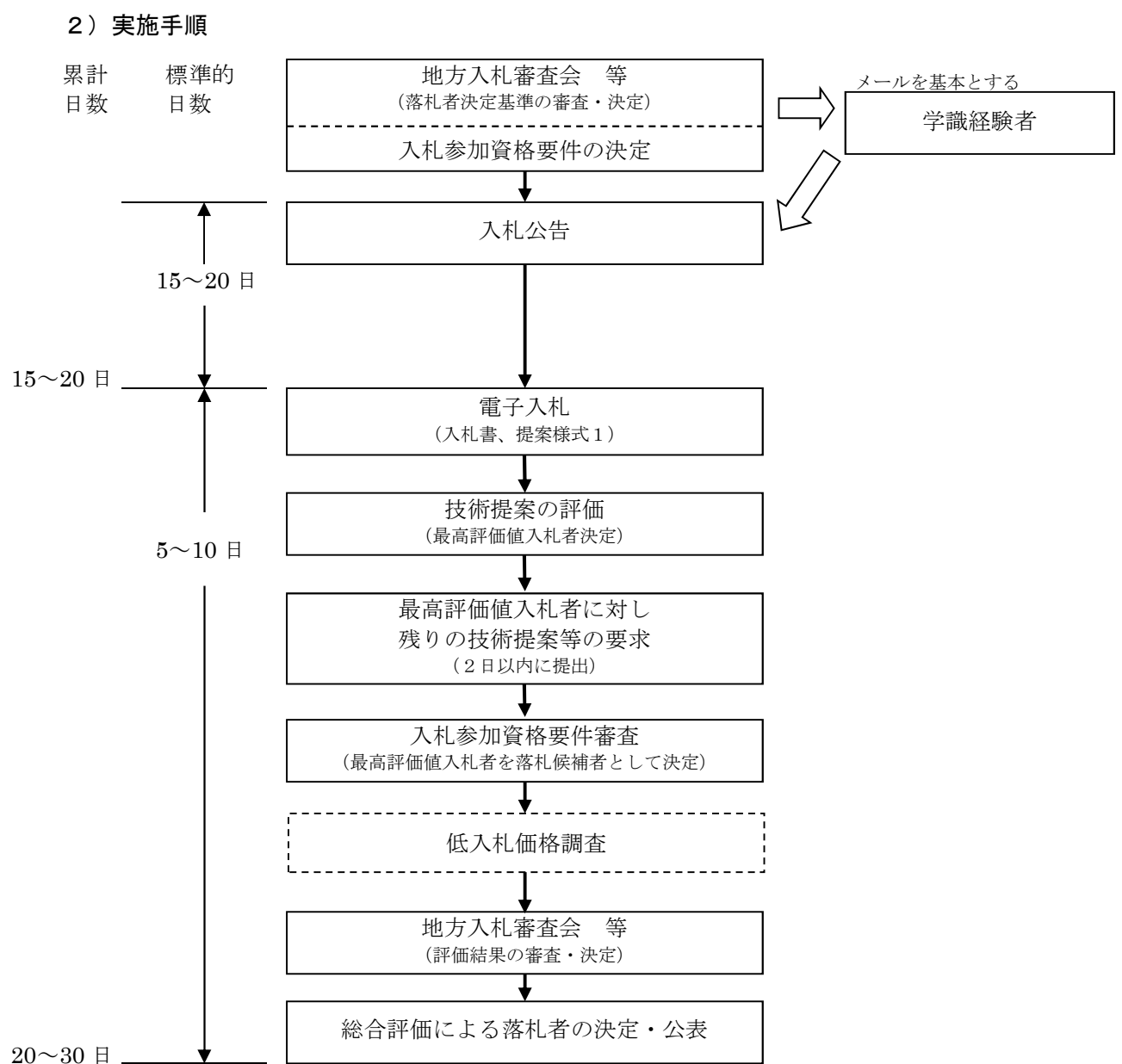
【別添フロー】

●対象: 3「当該工事での県産品等の使用」を応札時に提案



◎「県産品・リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」にかかる評価フロー





図ー2 特別簡易型フロー図

- a) 入札公告
- 入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。
- b) 技術提案作成要領
- 技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。
- ①入札に付する工事の概要
 - ②入札書等の提出方法等
 - ③技術提案の様式及び提出方法
 - ④技術提案の内容に関する留意事項
 - ⑤苦情申し立て
 - ⑥その他留意事項
- 添付：技術提案の提出様式等

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合※および加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の5、文書注意の－8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

9. 「簡易型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工能力を評価する「簡易型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事については、平成21年2月から、当面、特別簡易型を採用するものとしている。

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数（適切であれば優劣は問わない）により、客観的に評価を行うものとする。

1) 落札者決定基準

表－5 簡易型 落札者決定基準（案）

簡易型 予定価格（税抜き） 5, 000万円以上1億円未満の工事に適用									
評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考			
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等 についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足		2.0	2.0	必須			
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足		1.5					
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足		1.0					
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足		0.5					
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満		0.0					
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績 の平均値	①75点以上		1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1, 500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事が無い場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1, 500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$		1.0 ～ -1.0					
		③55点未満		-1.0					
	(2)主任（監理）技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。 ※1		
		②2級土木施工管理技士（〇〇）		0.5					
		③上記以外		0.0					
	(3)主任（監理）技術者の 保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者		1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用		
		②2級舗装施工管理技術者		0.5					
		③舗装施工管理技術者の資格なし		0.0					
	(4)継続教育（CPD）の 取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）		1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。		
		②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）		0.5					
		③なし		0.0					
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する		1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3		
		②上記以外		0.0					
	(2)大規模災害時の 協定締結	①あり		1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。		
		②なし		0.0					
	(3)県産品、リサイクル 製品の積極 利用	県産品・リ サイクル製 品	①	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が 5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。	
				同 2件以上5件未満	0.5				
			②	過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0				
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0				
		県内開 発建 設技 術	④上記①②③以外	④上記①②③以外					0.0
				⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が 1件以上あり	0.1				
					⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案				0.1
	⑦上記⑤⑥以外		0.0						
以上 9. 1点以内で、換算は行わない									

10. 「標準型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）1億円以上の工事では、原則として「標準型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事または通常事業に係る工事（令和3年度試行開始）については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事（補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く）またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

本書（暫定版）では、特に技術提案の改善を要しない工事での、事後審査型の標準型総合評価落札方式について記載する。

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

「標準型」においては、工事目的物の品質向上等に繋がる企業の創意工夫等を評価するため、発注者が示す標準的な仕様に対し技術上の工夫（以下、具体的な技術提案）を求めることとし、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンピングを助長させないよう、定量評価を行う場合は上限値（下限値）を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

また、技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

1) 落札者決定基準

表－6 標準型（県内業者限定工事） 落札者決定基準（案）

標準型 県内企業限定工事対象 予定価格（税抜き） 1億円以上の工事に適用										
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考					
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0～5	5.0	必須					
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
		②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値-65.0）/10.0	1.0 ～ -1.0							
		③55点未満	-1.0							
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用				
		②2級舗装施工管理技術者	0.5							
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0							
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無	①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）については、【○△】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）の評価については、受賞した工事に配置された技術者（主任（監理）技術者）の実績を評価する。（表彰種別は問わない。）				
		②なし	0.0							
		③なし	0.0							
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。				
		②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5							
③なし		0.0								
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。				
		②上記以外	0.0							
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用				
		②なし	0.0							
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く				
		②なし	0.0							
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	① 過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が 5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。				
			0.5							
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり					1.0		
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案					1.0		
		④上記①②③以外	0.0							
⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が 1件以上あり		0.1	0.1					(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。	
		⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案								
	⑦上記⑤⑥以外	0.0								
以上 13. 1点以内で換算は行わない										

表－7 標準型（県外企業参入工事） 落札者決定基準（案）

標準型 県外企業を含む入札 予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用												
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考							
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0～5	5.0	必須							
企業の 施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。						
		②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5									
		③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0									
		④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5									
		⑤上記以外	0.0									
配置予定 技術者の 能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。						
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0									
		③55点未満	-1.0									
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用						
		②2級舗装施工管理技術者	0.5									
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0									
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。						
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5									
		③なし	0.0									
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須							
		②上記以外	0.0									
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く						
		②なし	0.0									
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。					
			同 2件以上5件未満	0.5								
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0								
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0								
		④上記①②③以外	0.0									
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1					0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。	
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1								
			⑦上記⑤⑥以外	0.0								

以上 13. 1点以内で換算は行わない

a) 留意点

ア) 表－6は入札参加が県内業者に限定される工事に用いる。表－7は県外業者の参入が見込まれる場合に用いるものとする。

イ) 求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定(表－8に評価項目の具体事例を示す。)

することとし、必要に応じ学識経験者(和歌山県建設工事等総合評価審査委員会)の意見を聴き設定するものとする。

また、具体的な技術提案に何も記載のない場合、又は内容が適正でない場合には失格とすることがある。

ウ) 表－７の施工実績が国土交通省発注の和歌山県内での工事若しくは和歌山県発注工事※の場合は、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は６５点未満の工事は評価の対象としない（０点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）

エ) 表－６の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無、優良工事表彰受賞の有無、インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無又は近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）受賞の有無については、いずれか該当すれば評価するものとする。なお、いずれも所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない３ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）の受賞の有無は、当該年度を含まない３ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

オ) 県内企業育成への取り組みは、JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用する。ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く。

カ) 配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開

札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

キ) J Vの入札参加を認める工事では、特に定めのないものは幹事会社のみ評価対象とする。

ク) その他の留意点は特別簡易型・簡易型と同様とする。

10-2.「標準型（試行タイプ）」総合評価落札方式

総合評価落札方式（標準型）の具体の技術提案について

平成23年6月16日

下記の工事において、「評価項目数を1項目に設定、提案数を最大5提案で評価」を試行する。

記

○試行する工事

- ・PC 橋上部工
 - ・鋼橋上部工
 - ・下水シールド工
 - ・トンネル工
 - ・下水処理場（電気・管）等
- の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

○評価

- ・提案数は最大5提案までとし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から5の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。
- ・配点は、1提案毎に「着目点に優提案1点」「着目点に良提案0.5点」とし、5提案合計で最大5点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。
 - 優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。
 - 良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。
 - 標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
具体の技術提案	〇〇に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	5.0	／ 5.0

○その他

- ・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体の技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

○適用時期

平成23年6月23日以降公告分の建設工事から適用する。

表－8（１）標準型の評価項目の具体事例

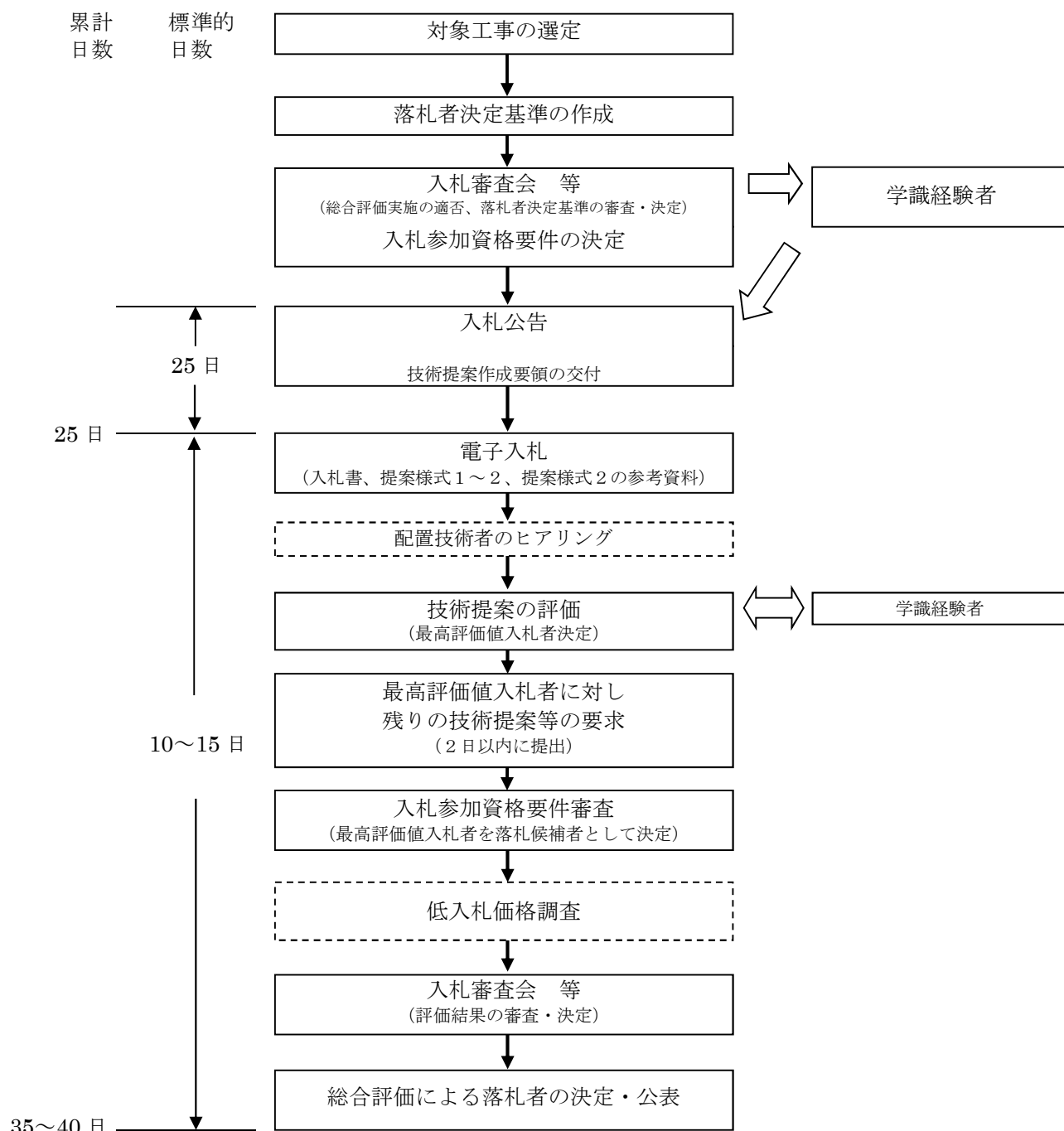
企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例(標準型) 1

大項目	中項目	小項目	評価内容	河川																	砂防	設備			海岸		コンクリート		ダム		橋梁		地中処理		地中杭		土		法面		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削		掘削	
-----	-----	-----	------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	----	--	--	----	--	--------	--	----	--	----	--	------	--	-----	--	---	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例(標準型) 2

凡例) ◎:評価項目として適切 ○:評価項目として概ね適切 △:設定事例あり 空白:設定事例なし

2) 実施手順



図－4 標準型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載、及び対象工事を発注する機関での掲示をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

①入札に付する工事の概要

- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g) 評価内容の担保

技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は、全て履行義務を負うものとし、施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合※及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の5、文書注意の－8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

h) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

別記 1 号様式

和歌山県建設工事等総合評価
審査委員会事務局
技術調査課長 様

総合評価にかかる学識経験者意見聴取要請書

年 月 日

申請者	〇〇振興局建設部長	
意見聴取内容		落札者決定基準の検討
		落札者決定基準の策定
		技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性
		技術提案の評価
		落札者決定
工事内容		

別記2-1号様式

特別簡易型

入 札 經 過 書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

＜入札経過＞

(単位:円)

[illegible]

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円 / 係数)

別記2-2号様式

簡易型

入札経過書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

<入札経過>

(単位:円)

入札者名			入札額			標準点			加算点				計	技術評価点	評価値	備考
			簡易な施工計画			企業の 施工能力	配置予定 技術者の 能力	地域貢献								
					小計											

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円 / 係数)

別記2-3号様式

標準型

入札経過書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

<入札経過>

(単位:円)

入札者名			入札額	標準点	加算点						計	技術評価点	評価値	備考	
入札者名			入札額	標準点	具体の技術提案				企業 の 施工能力	配置予定 技術者の 能力					地域貢献
									小計						
						</									

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円 / 係数)

別記3号様式

技 術 提 案 失 格 通 知 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日		
工 事 名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
提 案 項 目		失格理由	
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、 年 月 日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

地方自治法施行令改正後の審査について

平成20年6月～

	落札者決定基準の審査 (入札前の実施)	落札者の決定にかかる審査 (入札後の実施)	備考
高度技術提案型	審査分科会開催による審査	省略 (ただし、技術提案の評価時に評価部会を開催)	求める具体の提案は、高度な内容であり、評価部会により学識経験者が評価
標準型		省略 (ただし、技術提案の評価時に評価部会を開催)	
簡易型		省略 (ただし、下記条件1に該当する場合は審査分科会を開催)	求める具体の提案は、事前に作成し審査分科会で承認をいただいた評価指標を用いて評価
特別簡易型	審査分科会(メール)による審査	省略	落札者決定基準は、工事ごとに変更はなし(同一パターン)

条件1

1. 技術提案の内容で失格とする場合
2. 評価値が接近していて、一つの判断の違いで落札者が変わる場合※
3. その他、審査が必要と判断した場合

※判断基準

$$\frac{\text{落札候補者の評価値}}{\text{次順位者の評価値}} < 1.01$$

◇総合評価落札方式における「各評価内容の基準日等」について

評価項目	評価内容		基準日	対象期間等	型式
企業の施工能力	県内での優良施工実績		入札書提出日	当該年度を含まない15ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した「国土交通省発注県内工事」、「和歌山県※発注工事」のうちの同種工事 ※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る	標準型（県内外）
配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均値		入札公告日の前日	当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わない。 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む。）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	監理技術者の保有する資格 ※資格取得後の経験年数		開札日	資格の取得日から開札日までの経過年数	特別簡易型 簡易型
	継続教育（CPD）の取り組み状況		入札書提出日	申請するCPD取得の証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無		入札書提出日	入札書を提出した日までに受賞したもの （ただし、和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）については、当該年度を含まない3か年度前以降の受賞に限る。）	標準型（県内）
地域貢献	大規模災害時の協定締結		入札書提出日	①入札書を提出した日における入札参加資格認定の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目の加点状況 ②入札書提出日時点において、入札参加資格審査の「大規模災害時の応急対策業務取組」にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書をしており、大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を評価する ③入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者または「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない	特別簡易型 簡易型 標準型（県内）
	県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	入札書提出日	①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
		県内開発建設技術	入札書提出日	①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②県内開発建設技術を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）

留意点

- ・個別案件の「各評価内容の基準日等」については、それぞれの入札公告を確認すること。

【令和6年6月1日時点】建設系継続教育(CPD)証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50	—	
建設コンサルタンツ協会	50	—	
地盤工学会	50	—	
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50	—	
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50		
日本造園学会	50	—	
日本都市計画学会	50	—	
農業農村工学会	50	—	
日本建築士会連合会	12	—	
建設業振興基金	12	—	
交通工学研究会	50	200(4年間) (TOE交通技術上級資格者)	
		150(4年間) (TOP交通技術資格者)	
森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	
全国上下水道コンサルタント協会	50	—	
全国測量設計業協会連合会	20	—	
全日本建設技術協会	25	—	
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	

留意点

- 各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。
各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書の提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。
- 対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育をより高く評価する。

例) 1級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会が発行する証明書とする。

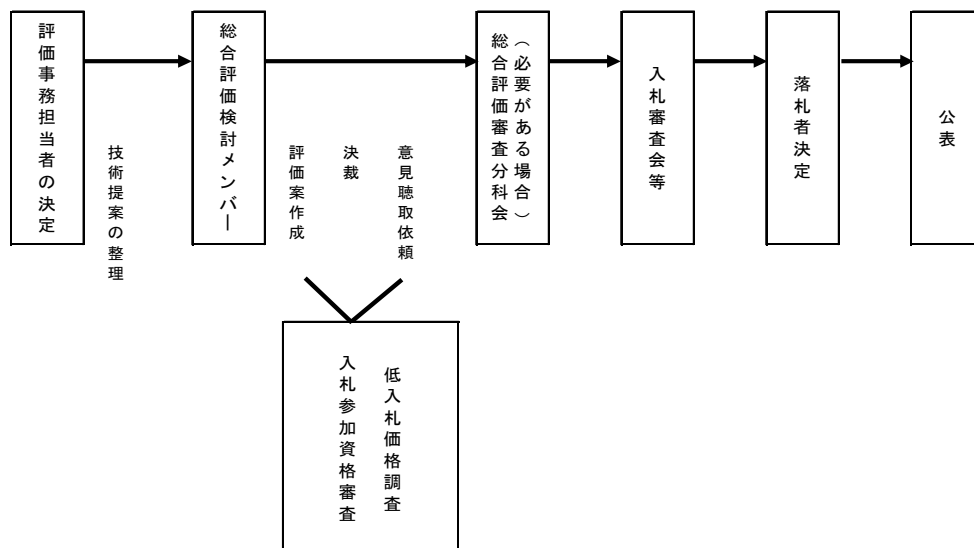
技術提案の評価方法について

◇技術提案の評価について(簡易な施工計画)

	5千万円～1億円の工事
1. 評価事務担当者の決定	担当工務課長等
2. 評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○総合評価検討メンバーの選定	
3. 総合評価検討メンバーの選定(3名以上) ・評価事務担当者はメンバーになれない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 原則として ・係長職以上
4. 総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	
5. 評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等
6. 学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査分科会
7. 入札審査会等に諮る	地方入札審査会
8. 落札者の決定	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



5－(3) 和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）

第2条に規定する総合評価落札方式を実施するにあたり、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工体制確認型総合評価落札方式は、総合評価落札方式で施行する工事のうち、事業を所管する課室がこれにより調達することが適当と判断した工事について実施するものとする。

(入札公告等)

第3条 発注機関の長は、施工体制確認型総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、総合評価実施要綱第5条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式とすること。
- (2) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。
- (3) 前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること。
- (4) その他必要と認める事項

(評価基準)

第4条 施工体制確認型総合評価落札方式における評価基準は、総合評価実施要綱第8条に規定するもののほか、別表1「評価基準（施工体制確認型）」及び別表2「落札者決定基準案（施工体制確認型）」に定めるものとする。

(評価方法)

第5条 施工体制確認型総合評価落札方式とする場合における総合評価実施要綱第9条に規定する評価値については、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えた技術評価点に施工体制評価点を加えたもの（以下「評価点」という。）を入札価格で除した数値とする。

評価点 = 技術評価点（標準点（基礎点） + 加算点） + 施工体制評価点

評価値 = 評価点 / 入札価格

(聴取り調査の実施)

第6条 発注機関の長は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、どのように施工体制を構築し、それが設計図書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする。

ただし、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者については、聴取り調査を実施しないことができる。

- 2 発注機関の長は、聴取り調査を行おうとする者（以下「聴取対象者」という。）に対し、その日時および場所を連絡するとともに、第7条第1項の規定により追加書類等の提出を求めるものとする。
- 3 聴取り調査にあたって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者および現場代理人を含む3名以内とする。
- 4 聴取対象者は、聴取り調査の際に、第7条第1項の規定により提出した追加書類等のうち添付資料に係る原本を持参し、発注機関の長からの求めに応じ、提示しなければならない。
- 5 聴取対象者は、聴取り調査にあたっては、第7条第1項の規定により提出された追加書類等に基づかない説明をすることができない。

(追加書類等)

第7条 聴取対象者は、発注機関の長が指定する日までに、次に掲げる追加書類および別紙に定める添付資料（以下「追加書類等」という。）を郵送又は持参の方法により、提出しなければならない。

なお、発注機関の長から特に指定がなかった場合は、追加書類等の提出を求められた日から起算して3日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。）に追加書類等を提出するものとする。

(1) 施工体制確認に係る聴取り調査のための追加書類等の提出について（別記1-1）

(2) 下請予定業者等一覧表（様式第1号）

(3) 機械リース元一覧（様式第2号）

(4) 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第3号）

(5) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第4-1号）

(6) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第4-2号）

(7) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第4-3号）

(8) 安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式第5号）

(9) 施工体制台帳（様式第6号）

【以下、低入札価格調査制度実施要領に定める様式】

(1) 積算内訳書（様式3-1）

(2) 配置予定技術者等名簿（様式4）

(3) 資材購入先一覧（様式7）

(4) 労務者の確保計画（様式9-1）

(5) 工種別労務者配置計画（様式9-2）

(6) 建設副産物の搬出地（様式11）

2 聴取対象者は、前項で定める追加書類等を提出する期日までの間に限り、別記1-2により、追加書類等の提出を行わない旨を申し出ることができるものとする。この場合においては、当該申し出を行った聴取対象者は失格とする。

3 聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（前号の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、調査を実施することなく失格とする。

3 聴取対象者は、追加書類等を提出した後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

4 追加書類等の作成等に要する費用は、聴取対象者の負担とする。

5 追加書類等の返却および公表は、原則として行わない。

(入札参加資格停止の措置)

第8条 聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（第7条第2項の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、当該聴取対象者に対し、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に定める別表第2第7項第9号又は第10号に準じて入札参加資格停止の措置を講ずることがある。

(その他)

第9条 発注機関の長は、この要綱の執行に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて総合評価実施要綱で定める和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において審議の上、対応するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

「評価基準（施工体制確認型）」

【WTO対象工事に適用（合計30.0点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の 確実性	15.0	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	15.0	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	合　　計	30.0		

なお、審査方法の概要は以下のとおりであり、別紙「確認内容について」を参照すること

（1）施工体制確保の確実性

- ・入札価格の範囲内において、どのように施工体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札における工事費内訳書において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表1中の②）する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点（別表1中の②）する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、積算内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（様式第1号）、施工体制台帳（様式第6号））
- ② 施工を行うための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入先一覧（様式7）、機械リース元一覧（様式第2号）、労務者の確保計画（様式9-1）、工種別労務者配置計画（様式9-2））
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（配置予定技術者等名簿（様式4））

（2）品質確保の実効性

- ・入札価格の範囲内において、どのように品質確保のための体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札価格の積算内訳において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表1中の②）する。

- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、品質確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算（別表1中の②）する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（様式11）、建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第3号））
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生管理体制（様式第5号））
- ③ その他の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質確保体制（様式第4-1号、様式第4-2号、様式第4-3号））

「評価基準（施工体制確認型）」

【標準型総合評価落札方式に適用（合計15.0点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の 確実性	7.5	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	7.5	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	合 計	15.0		

なお、審査方法の概要は「評価基準（施工体制確認型）」【WTO対象工事に適用（合計30.0点）】と同様とする。

別表2（第4条関係）
「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

WTO対象工事に適用					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
具体的な技術提案	(ア)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	(イ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	(ウ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、3提案合計で最大12点満点	0～12	12.0	
	(エ)	評価内容に対して最大2提案とし、2提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、2提案合計で最大12点満点	0～8	8.0	
合 計				50.0	

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
合 計				30.0	

「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

標準型(県外企業参入工事)に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価 *最大5提案で、1項目あたり(優:3.0、良:1.5、標準:0.0)で評価	0～15	15.0	必須		
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意:対象は県発注工事のみ	
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0	2.0 ～ 0.0				
		③65点以上70点未満	0.0				
		④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ～ -1.0				
		⑤55点未満	-1.0				
	(2)県内での同種工事の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	1.0	1.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事(具体的な工種名称を明示(例:NATMによるトンネル工事))とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は70点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。	
		②同上(工事成績70点以上80点未満)	0.5				
		③上記以外	0.0				
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意:対象は県発注工事のみ
			②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0	2.0 ～ 0.0			
③65点以上70点未満			0.0				
④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0			0.0 ～ -1.0				
⑤55点未満			-1.0				
(2)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。	
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
地域貢献		(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
			②上記以外	0.0			
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用	
		②なし	0.0				
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	① 県産品・リサイクル製品	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5			
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
		④上記①②③以外	0.0				
		⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1				
⑦上記⑤⑥以外	0.0						
合 計				24.1			

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合 計				15.0		

「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

標準型（県内企業限定工事）に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考			
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0～15	15.0	必須			
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0	2.0 ～ 0.0					
		③65点以上70点未満	0.0					
		④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ～ -1.0					
		⑤55点未満	-1.0					
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
		②70点以上80点未満 2.0×(工事成績の平均値-70.0)/10.0	2.0 ～ 0.0					
		③65点以上70点未満	0.0					
		④65点未満55点以上 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ～ -1.0					
		⑤55点未満	-1.0					
	(2) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)		
		②なし	0.0					
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※主任(監理)技術者と成り得る資格については、実務経験により主任技術者と成り得る場合(建設業法第7条第2号イ又はロに該当)を除く。		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5					
		③なし	0.0					
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。		
		②上記以外	0.0					
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用		
		②なし	0.0					
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く		
		②なし	0.0					
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	①	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。	
			同 2 件以上5件未満	0.5				
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0					
		③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0					
		④上記①②③以外	0.0					
⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり		0.1	0.1	(選択)				【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
		⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案						
	⑦上記⑤⑥以外	0.0						
合 計				25.1				

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合 計				15.0		

5－(4) 土木一式Bランク工事における総合評価落札方式にかかる事務手引き（抜粋）

令和6年6月改訂

（令和6年6月1日以降に入札公告する工事から適用）

建設工事の更なる品質確保を図るため、土木一式Bランク工事（15百万円以上3千万円未満）の2割程度の件数で総合評価落札方式を適用する。

1 対象工事

予定価格（税抜き）15百万円以上3千万円未満の土木一式工事※¹（以下「候補工事」という。）

※1 海上工事等を含む

2 適用

令和6年6月1日以降に入札公告する工事

3 型式

「特別簡易型」を適用する。

ただし、配置予定技術者の能力に関する評価については、下記の条件を付すものとする。

1）書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の総合評価落札方式を除く。）により発注された他の県発注工事の主任（監理）技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。）

2）過去4年間の工事成績の平均値については、予定価格（税抜き）が、3千万円未満の工事による工事成績のみ評価の対象とする。

※2 引渡し完了していない場合とする

4 総合評価落札方式適用工事の決定方法※選定イメージ図参照

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、候補工事のうち、約2割を無作為抽出する。

【手順】

1）各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価候補工事表」を掲示の方法により公表。

2）各候補工事について、「客観的な数値※」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を約2割にするために下記のとおり取り扱うものとする。

（1）通し番号1を適用工事を選定した場合には、次の2、3、4、5は通し番号を付すが、選定はしない。次の選定は、通し番号6から同様に繰り返す。

（2）通し番号1、2、3及び4が適用工事を選定されなかった場合は、次の5番を選定する。

なお、選定を行わない工事は公表しない。

3）通し番号は各年度で付すものとする。

※3「客観的な数値」

- ・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の 末尾の数字	0又は5	1又は6	2又は7	3又は8	4又は9
工事に付した通し番号	1 6	2 7	3 ...	4 ...	5 ...

5 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、前頁4の手順3）により選定した工事は、前頁4の手順2）によりあらかじめ掲示した「総合評価候補工事表」に総合評価試行工事に選定されたことを示す赤丸印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- ・総合評価適用工事に選定された場合

総合評価候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
1	29	〇〇第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■●町 ★★地内	○

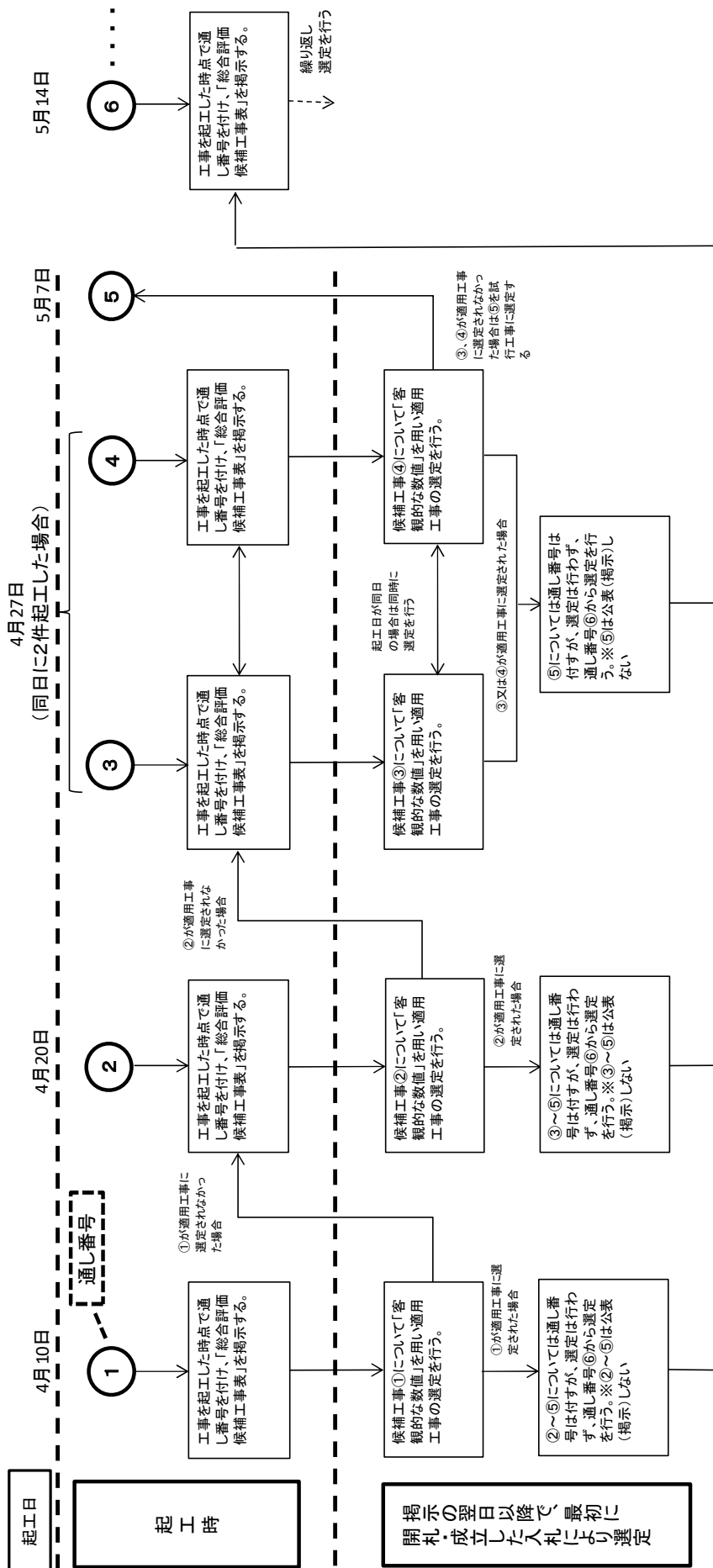
- ・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
2	29	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	—

※選定イメージ図



総合評価方式における評価結果の通知について

総合評価方式における評価結果については、落札決定後の入札経過書による公表内容に加えて、入札者から求めがあった場合には、当該入札者に対して評価結果を口頭で回答していました。

今般、国土交通省において総合評価方式における透明性の確保についての方針が出されたことに伴い、県においても技術提案(具体的な提案)の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知することとしました。

なお、平成22年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

○通知する内容

【簡易型】 当該入札者が提出した「簡易な施工計画」において、評価された部分

【標準型】 当該入札者が提出した「具体の技術提案」において、評価された部分

簡易型、標準型の通知例

(提案様式1)
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名: _____ 工事 _____

■技術提案事項	〇〇〇についての提案
---------	------------

具体的な提案

(1) 〇〇に□□を〇kg添加した△△を使用し、〇〇の発生を抑制する。

(2) 残土仮置場の運搬走路を□□し、定期的に△△を行うとともに、出入り口付近には□□を設置し、△△を抑制する。

⋮

提案会社名: 〇〇建設

(従来) 口頭で回答

(平成22年6月以降) 文書で通知

当該入札者の提案内容で、評価された部分を赤枠で囲い、通知

○従来どおり入札者から求めがあった場合、口頭で回答する内容

【特別簡易型】【簡易型】【標準型】 当該入札者の評価内容ごとの加算点

特別簡易型の回答例

評価項目	評価内容	加算点
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	
	小計	
地域貢献	(1)本店の有無	
	(2)大規模災害時の協定締結	
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	
	小計	
加算点計		

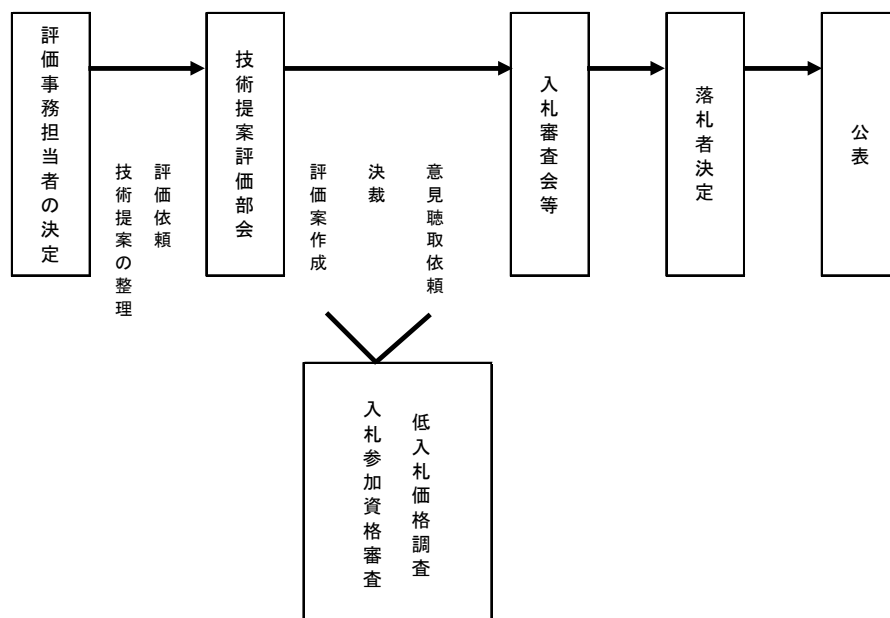
当該入札者の評価内容ごとの加算点を口頭で回答

◇技術提案の評価について(標準型)

		1億～5億の工事	5億～の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当班長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○評価シートの作成		
3.	技術提案評価部会への依頼		
4.	技術提案評価部会委員による技術提案の評価		
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等	決裁権者 ・課長
6.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会	入札審査会
7.	落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



本資料は総合評価落札方式にかかる事務手引き（暫定版）の抜粋であるため、入札公告例や技術提案作成要領例は、別途参照されたい。

6 低入札価格調査実施要領【建設工事】

1 目的

この要領は、和歌山県が発注する建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

- (2) 施行令第167条の13

「第167条の7から第167条の10までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

- (3) 和歌山県財務規則第104条

「施行令第167条の10第1項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

3 用語の定義

- (1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。
- (2) この要領中「調査者」とは、発注機関の長（本庁で行った入札（以下「本庁入札」という。）の場合は、本庁の事業主管課長。ただし、公共建築課が発注する工事においては公共建築課長）が命じた者のことをいう。
- (3) この要領中「調査基準価格」とは、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

4 調査対象工事

原則として、次に掲げる工事を対象とする。

- (1) 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）が1億円以上の工事

- (2) 予定価格（税抜き）が1億円未満の工事のうち、施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する工事（第167条の13により準用される場合を含む。）

5 調査基準価格の設定及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75とする。）に一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数）を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の75に満たない場合にあつては100分の75とする。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気設備工事については別紙算定基準（1）、（2）、（3）のとおりとする。

ア 前項第1号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

イ 前項第2号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の100を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

- (2) 特別な事情がある場合については、同項第1号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

6 低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者（以下「低入札価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査を実施するときは、第14項に規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。なお、予定価格を事前に公表する工事については、比較的工事規模が小さいため、品質等を落とさずに、コスト縮減する余地が少ないことから、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

7 特別重点調査

- (1) 第4項第1号に規定する工事のうち、予定価格を事前公表する工事を除き、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められた場合、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。特別重点調査の対象者について低入札価格調査（特別重点調査）を実施するときは、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。
- (2) 営繕工事については、別紙算定基準（4）のとおりとする。
- (3) 特別な事情がある場合については、同項第1号及び第2号の算定方法によらないこととすることができる。

『直接工事費』	『共通仮設費』	『現場管理費』	『一般管理費等』
95%	80%	80%	50%

8 低入札価格調査の意向確認

予定価格を事前公表する工事については、原則、調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別記様式1）により確認をするものとする。

9 入札参加者への周知

- (1) 入札執行者は、次の事項を周知するものとする。
- ア 低入札価格調査制度を採用すること。
 - イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
 - ウ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても、また総合評価落札方式でない入札においては最低の入札金額を提示した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - エ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。
- (2) 入札執行者は、第8項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件（以下「意向確認設定案件」という。）の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。
- ア 意向確認設定案件であること。
 - イ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書を提出しなければならないこと。
 - ウ 入札参加者は自ら入札金額と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を下回

った場合、かつ、低入札調査意向確認書を提出した場合は、第14項に規定する調査様式を提出しなければならないこと。

エ 第14項に規定する調査様式の提出期限

10 調査における留意点

- (1) 入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (2) 低入札価格入札者は、第14項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならない。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。
- (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。

ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「電子入札システム」という。）（電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については閲覧等）により公表される対象工事の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して3日以内（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日条例第1条に規定する県の休日等」という。）を含まない。）に第14項に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

イ 意向確認設定案件以外

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する県の休日等を含まない。）に提出しなければならない。

- (4) 低入札価格入札者は、提出する第14項に規定する調査様式（「積算内訳書」（様式3-1））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出した工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額としなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (5) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額（請負代金額の10分の1以上）と異なる（請負代金額の10分の3以上）。

なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

- (6) 工事発注者は、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行わなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (7) 低入札価格入札者で契約者となった者は、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍としなければならない。

ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による）

- (8) 低入札価格入札者で契約者となった者は、低入札価格調査時の積算内訳書（第14項第3号に規定する様式3-1）と工事完了後の実績を対比するため、調査表（第20項第1号に規定する様式13及び13-1）を提出しなければならない。また、ヒアリングを実施する場合はこれに応じなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (9) 低入札価格入札者で契約者となった者は、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表（第20項第2号に規定する様式14）を提出しなければならない。また、調査者は、ヒアリングを実施しなければならない。

11 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、受注者は応じなければならない。
- (4) 同項第1号から第3号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

12 入札の執行

- (1) 和歌山県が設置する電子入札システムにより入札を行う調査対象工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（以下「低入札価格提示者」という。）のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (2) 調査対象工事が、電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (3) 調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価落札方式でない入札においては入札金額順位）のみ回答するものとする。

13 調査の実施

調査者は、低価格で入札した理由等について、第14項に規定する調査様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況
- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

14 調査様式

- (1) 「低入札価格調査報告書」（様式1）
- (2) 当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式2））
- (3) 入札金額の積算内訳
 - （「積算内訳書」（様式3-1））
 - （「下請予定内容報告書」（様式3-2））
 - （「共通仮設費（率分）内訳書」（様式3-3））

- (「現場管理費内訳書」(様式3-4))
- (「一般管理費内訳書」(様式3-5))
- (「資材単価一覧表」(様式3-6))
- (「機械損料・賃料一覧表」(様式3-7))
- (「法定福利費に関する調書」(様式3-8))
- (「据付間接費内訳表」(様式3-9))
- (「設計技術費内訳表」(様式3-10))
- (4) 技術者の配置予定(「配置予定技術者名簿」(様式4))
- (5) 手持ち工事の状況
 - (「対象工事現場付近」(様式5-1))
 - (「対象工事関連」(様式5-2))
- (6) 手持ち資材の状況(「手持ち資材の状況」(様式6))
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(「資材購入先一覧」(様式7))
- (8) 手持ち機械数の状況(「手持ち機械数の状況」(様式8))
- (9) 労務者の具体的供給見通し
 - (「労務者の確保計画」(様式9-1))
 - (「工種別労務者配置計画」(様式9-2))
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (「過去に施工した公共工事名及び発注者」(様式10))
- (11) 建設副産物の搬出地(「建設副産物の搬出地」(様式11))
- (12) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下、「社会保険等」という。)への加入状況
 - (「社会保険等への加入状況」(様式12))

15 調査後の落札者の決定

(1) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置

入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

(2) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

調査者は、調査の結果最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会(本庁入札以外の場合は、地方入札審査会)(以下「審査会」という。)に提出し、意見を求めなければならない。

16 審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 審査会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見)と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み

をした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者（総合評価落札方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者）（以下「次順位者」という。）を最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第13項以降と同様の手続きを行う。

- (2) 入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

17 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

18 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

19 再調査の実施

- (1) 調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。

ア 下請業者の追加及び変更（2次下請以降は除く）

イ 下請金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く

ウ 施工方法の変更

エ その他発注者が必要と認める場合

- (2) 実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。

- (3) 周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。

- (4) 再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、建設工事請負契約書第44条第1項第6号により契約を解除する。

- (5) 該当事項の事象が生じ、施工体制台帳等及び施工計画書が提出されない場合の措置は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき審査する。

20 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

- (1) 調査者は、工事完了後速やかに、受注者から工事完了後の実態について、調査票（様式13及び様式13-1）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。
- (2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式14「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、同項第1号及び第2号の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

- ア 口頭による嚴重注意
- イ 文書による嚴重注意
- ウ 悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和2年1月30日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

別記様式1

低入札価格調査意向確認書

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所 在 地
商 号
代表者氏名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事】に規定する調査様式を期限内に提出することを確約します。

記

工事年度・工事番号：○○年度 ○○ 第○号

工 事 名：○○○工事

- ※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
- ※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。

(1) 鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて

1 「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事」に係る基準の取扱いの運用

- ① 「共通仮設費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものとする。
- ② 「現場管理費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。

※入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入すること

2 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用

(i) 一般工事

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ④ 『一般管理費等』は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

(ii) 鉄塔・反射板工事

- ① 『直接工事費』は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

3 「土木工事標準積算基準書（機械編）」に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

(2) 営繕工事に係る基準の取り扱いについて

営繕工事に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。
 - ② 『現場管理費』は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。
- ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

(3) 下水道工事（機械設備・電気設備工事）に係る特別重点調査の取り扱いについて

和歌山県が発注する下水道工事のうち、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び下水道用電気設備請負工事工事費積算要領にて積算される機械設備工事及び電気設備工事については、以下のとおり調査基準価格及び特別重点調査の各費用を算出する。

- ① 『直接工事費』は、「直接工事費」と「機械費」に10分の6を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『直接工事費』} = \text{「直接工事費」} + \text{「機械費」} \times 6 / 10$$

- ② 『共通仮設費』は、「共通仮設費」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『共通仮設費』} = \text{「共通仮設費」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

- ③ 『現場管理費』は、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額と「機器費」に10分の2を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『現場管理費』} = \text{「現場管理費」} + \text{「据付間接費」} + \text{「設計技術費」} + \text{「機器費」} \times 2 / 10$$

- ④ 『一般管理費等』は、「一般管理費等」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『一般管理費等』} = \text{「一般管理費等」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

(4) 営繕工事に係る特別重点調査の運用について

営繕工事における特別重点調査については、「営繕工事に係る基準の取り扱いについて」を運用した上で、下記基準により判定を行う。

特別重点調査基準

営繕工事においては、『直接工事費』及び『現場管理費』について個別に判定せず、合計額で判定を行う。

(参考)

『直接工事費』		『現場管理費』	『共通仮設費』	『一般管理費』
×	+	×	×	×
95%		80%	80%	50%

※上記(2)、(4)の取り扱いを適用する工事は、「公共建築工事積算基準」により積算された工事とする。

(参考)

- ・県土整備部都市住宅局公共建築課又は西牟婁振興局建設部において施行する県有の建築物（附帯設備を含む）に係る工事については、上記積算基準を適用している。
- ・その他の発注機関で施行する営繕工事についても、「公共建築工事積算基準」により積算する工事は上記基準による。

低入札価格調査について

別紙

- 1 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
- 2 受注者は、下請契約を締結した場合、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
 - ① 下請業者の追加及び変更（2次下請け以降は除く）
 - ② 下請負金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - ③ 施工方法の変更
- 3 受注者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
- 4 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、共通仕様書に基づく施工計画書を提出し、入札執行者から内容のヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
- 5 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、調査時と工事完了後の実績を対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、これに応じなければならない。
- 6 2から5の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施行日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第44条第1項第10号に該当するものとし、契約を解除する。
- 8 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、土木工事施工管理基準等で定める品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領【建設工事】」をご覧ください。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html>)

低入札価格調査による失格判定基準

項 目	内 容
1 調査様式等の提出	1 県の求める提出様式または添付資料の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
2 調査に協力しない場合	1 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。） 2 事情聴取に応じない場合
3 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
4 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 4 必要な経費（技術提案の実現にかかる経費を含む。）が適切な費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）に計上されていない場合 5 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 7 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 8 手持ち資材の確認ができない場合 9 自社機械の所属等が確認できない場合 10 労務者（従業員）の雇用関係等が確認できない場合 11 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 12 配置予定技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 13 下請予定業者等の見積金額等が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が下請予定業者等と取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない。または下請予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 14 一次下請予定業者の法定福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 15 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 16 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 3 受け入れ予定業者の見積金額が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない場合 4 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 5 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 3 一次下請予定業者が、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 4 その他法令違反
7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 入札書提出日から起算して過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 入札書提出日から起算して過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がだされた場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） 3 その他

※ 様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

7 和歌山県公共工事等電子入札運用基準

（趣旨）

- 1 この運用基準は、和歌山県が発注する建設工事及び測量・設計コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）を和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の発受信により行う入札（以下「電子入札」という。）における取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。以下「財務規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

（1） 電子入札システム

案件の登録から落札決定までの入札に関する事務手続きについて、電子計算機及びインターネットを利用して業務処理を行うシステムをいう。

（2） 入札執行者

和歌山県行政組織規則（昭和 63 年和歌山県規則第 19 号）及び和歌山県教育庁組織規則（平成 15 年教育委員会規則第 14 号）に規定する課（室）並びに財務規則第 2 条に規定するかい（警察本部に属するものを除く。）のうち工事等を執行する課（営繕工事等については公共建築課とする。）の長又はかい長をいう。

（3） 電子入札システムによる提出

電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。

（4） 電子入札システムによる発行

入札執行者が入札参加者に対して発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。

（5） 電子入札システムによる受領

入札執行者又は入札参加者が、その使用に係る電子計算機により電子入札システムに記録された電磁的記録を確認することをいう。

（6） ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「法」という。）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 IC カードのことをいう。

（7） 電子くじ

入札参加者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用してくじ順位を決定する仕組みをいう。

（8） 紙入札

電子入札システムによらず紙媒体による入札書を使用して行う入札をいう。

（9） 電子署名

法第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

（10） 電子証明書

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する電子証明書をいう。

（電子入札システムの利用可能時間）

- 3 入札参加者が電子入札システムを利用可能な時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。）とする。

（利用者登録）

- 4-1 入札参加者は、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。
- 4-2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

（入札書提出期間）

- 5 電子入札システムによる入札書の提出可能期間（以下「提出期間」という。）は、開札日の前日（その日

が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）から起算して3日前（休日を含まない。）の午前9時から開札日の前日の午後5時30分までのうち第3項に定める電子入札システム利用可能時間とする。

（入札）

- 6-1 入札参加者は、提出期間内に、電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入力のうち入札書を電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-2 前項の場合において、入札参加者は、入札書記載金額の工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出する必要がある場合は、入札書に内訳書を添付のうち電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-3 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。
- 6-4 電子入札システムにより提出した入札書、内訳書、添付書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 6-5 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、入札執行者に申告した場合においては、入札執行者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、入札執行者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、入札執行者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。
- （1）天災
- （2）広域的又は地域的な停電
- （3）インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
- （4）その他入札参加者に責めがない障害
- 6-6 入札執行者は、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
- 6-7 前項の場合において、入札参加者は、入札締切通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
- 6-8 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合においては、入札執行者は、当該入札参加者が入札を辞退したと見なすことができる。

（内訳書）

- 7-1 入札参加者が内訳書を提出する必要がある場合にその作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこととする。
- （1）Microsoft Word（Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
- （2）Microsoft Excel（Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
- （3）PDF ファイル（Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
- （4）その他入札執行者が特に認めたファイル形式
- 7-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
- 7-3 7-1 または 7-2 に基づき提出された内訳書は提出がないものとみなす。
- 7-4 入札参加者は、内訳書の容量が3メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。
- 7-5 前項の場合において、入札参加者は、内訳書添付に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。
- 7-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された内訳書へのコンピューターウィルス感染（以下「ウィルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

（添付資料）

- 8-1 入札参加者が入札担当者連絡票や技術提案等の添付資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。
- （1）Microsoft Word（Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
- （2）Microsoft Excel（Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
- （3）PDF ファイル（Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

(4) 画像ファイル (JPEG 形式又は GIF 形式に限る。)

(5) その他入札執行者が特に認めたファイル形式

8-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

8-3 8-1 または 8-2 によらず提出された添付資料は提出がないものとみなす。

8-4 入札参加者は、添付資料の容量が 3 メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。

8-5 前項の場合において、入札参加者は、添付資料に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。

8-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された添付資料へのコンピューターウィルス感染 (以下「ウィルス感染」という。) が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

(入札の辞退)

9-1 入札参加者が入札を希望しない場合には、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

9-2 入札の辞退は、原則として、提出期間内に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により、辞退届を電子入札システムにより提出できない場合は、電話、ファクシミリ等により辞退する旨、入札執行者に連絡を行った上、速やかに書面を郵送又は持参にて提出しなければならない。

(入札の延期又は取り止め等)

10 入札執行者は、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

(開札)

11-1 開札は、入札公告等に示す日時に行うものとする。

11-2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

11-3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。

11-4 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合等くじを行う必要が生じた場合は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、電子くじを実施するものとする。

(入札参加者の IC カードの取扱い)

12-1 電子入札を利用することができる IC カードは、和歌山県と契約を締結する権限を有する者の IC カードに限る。

12-2 特定建設工事共同企業体 (以下「特定 JV」という。) 及び経常建設共同企業体 (以下「経常 JV」という。) における入札可能な IC カードは、特定 JV 又は経常 JV (以下「JV」と総称する。) の代表者の IC カードとする。

12-3 JV の入札に当たっては、入札担当者連絡票及び入札書に JV の名称を明記するものとする。

12-4 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する IC カードの使用を行った場合は失格とする。

(1) 12-1 または 12-2 以外の IC カードを使用して入札をした場合

(2) 他人の IC カードを不正に使用して入札に参加した場合

(3) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず、変更前の契約締結権限保有者の IC カードを使用して入札に参加した場合

(4) 同一案件に対し、同一の者が複数の IC カードを使用して入札に参加した場合

(5) その他不正の目的を持って IC カードを使用して入札に参加した場合

(書面による入札承諾の基準)

13 入札執行者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願 (別記第 1 号様式) が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 4 条に規定する特定調達契約の案件において、入札参加者が紙入札を希望するとき。

(2) 代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、IC カードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつ IC カードの再取得が電子入札に係る各手続きの期限等に間に合わない

とき。

- (3) 前2号に規定するもののほか、次の各号により、明らかに入札参加者の責めに帰すべき事由がなく、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。

ア 天災

イ 広域的又は地域的な停電

ウ インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

エ ICカード認証局に起因する障害

オ ICカードが破損等で使用不可となった場合（ただし、入札参加者の責めにより使用不可となった場合を除く。）

(紙入札者の電子入札における取扱い)

- 14-1 前項の規定により入札執行者が紙入札での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の発受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。
- 14-2 紙入札者は、入札書、内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載のうえ、提出期間内に入札執行者の指定する場所に持参により提出しなければならない。
- 14-3 紙入札者から提出のあった入札書等は、厳重に保管するものとし、開札予定日時まで封筒を開封してはならない。
- 14-4 入札執行者が紙入札者に代わって、紙入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力することとする。
- 14-5 紙入札においては、入札執行者が当該紙入札書の内容を電子入札システムに記録した時刻をもって、電子くじに用いる入札書の提出時刻とする。

※様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

8－(1) 和歌山県県土整備部工事成績評定要領

[沿革]平成15年 4月 1日(制定)
平成17年 7月 1日(一部改正)
平成19年 4月 1日(一部改正)
平成21年 4月 1日(一部改正)
平成22年 4月 1日(一部改正)
平成22年 7月 1日(一部改正)
平成23年 4月 1日(一部改正)
平成24年11月 1日(一部改正)
平成25年 4月 1日(一部改正)
平成25年 8月 1日(一部改正)
平成26年 4月 1日(一部改正)
平成27年 6月 1日(一部改正)
平成28年10月 1日(一部改正)
平成29年 4月 1日(一部改正)
平成30年 4月 1日(一部改正)
令和元年 6月 1日(一部改正)
令和 2年 1月 1日(一部改正)
令和 2年 8月 1日(一部改正)
令和 3年 1月 1日(一部改正)
令和 3年 9月 1日(一部改正)
令和 5年 1月 1日(一部改正)
令和 6年 7月25日(一部改正)

(目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事(建築工事及び建築物に附帯する電気・機械設備工事を除く。)について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- (1)災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- (2)単価契約による工事

(評定者)

第3 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、和歌山県工事検査規程(平成 14 年和歌山県訓令第 21 号)第 4 条及び建設工事請負契約書第 32 条に定める検査員並びに同契約書第 9

条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

（評定の方法）

第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第32条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

5 評定にあたっては、別紙7『出来形及び品質のばらつきの考え方』及び別紙8①～④の『「施工プロセス」のチェックリスト』を考慮するものとする。

（評定様式）

第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。

2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」（以下「考査項目別運用表」という。）によって採点するものとする。

3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される考査項目別運用表によって採点するものとする。

（評定の結果の提出）

第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

第8 発注機関の長は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表1（契約金額が1,500万円以上の場合）

考查項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員	
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 4①	-	-	
	II 配置技術者	(共通)	別紙 4①	-	-	
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 4②	-	別紙 6①	
	II 工程管理	(共通)	別紙 4②	別紙 5①	-	
	III 安全対策	(共通)	別紙 4③	別紙 5①	-	
	IV 対外関係	(共通)	別紙 4③	-	-	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(一般土木工事共通)	別紙 4④(1)	-	別紙 6②(1)	
		機械設備工事	別紙 4④(2)		別紙 6②(2)	
		電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	別紙 4④(3)		別紙 6②(3)	
	II 品質	コンクリート構造物工事	別紙 4⑤(1)	-	別紙 6③	
		土工事			別紙 6③	
		護岸・根固・水制工事			別紙 6④	
		鋼橋工事			別紙 6⑤	
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙 6⑥	
		舗装工事			別紙 6⑦	
		法面工事			別紙 6⑧	
		基礎工事及び地盤改良工事			別紙 6⑨	
		海岸工事			別紙 6⑨	
		コンクリート橋上部工事			別紙 6⑩	
		塗装工事			別紙 6⑪	
		トンネル工事			別紙 6⑪	
		植栽工事			別紙 6⑫	
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙 6⑫	
		電線共同溝工事			別紙 6⑬	
		維持工事			別紙 6⑭	
		修繕工事			別紙 6⑭	
		下水道工事			別紙 6⑮	
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 6⑯	
		道路工事			別紙 6⑰	
		二次製品構造物工事			別紙 6⑱	
		フィルダム・ため池工事			別紙 6⑲	
		管工事			別紙 6⑳	
		補強土壁工事			別紙 6㉑	
		ほ場整備工事			別紙 6㉒	
		農用地造成工事			別紙 6㉓	
		山腹工事			別紙 6㉔	
		落石防止工事			別紙 6㉕	
		木製構造物工事			別紙 6㉖	
		魚礁工事			別紙 6㉗	
		増殖場造成工事			別紙 6㉘	
		機械設備工事			別紙 4⑤(2)	別紙 6㉙(1)
		電気設備工事			別紙 4⑤(3)	別紙 6㉙(2)
		通信設備工事・受変電設備工事				別紙 6㉙(3)
		上記以外の工事又は合併工事			別紙 4⑤(1)	別紙 6㉙(4)

別表1(続き)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	-	-	別紙 6③⑩(1)
		土工事(盛土・築堤工事等)			
		切土工事			
		護岸・根固・水制工事			
		鋼橋工事			
		地すべり防止工事			
		舗装工事			別紙 6③⑩(2)
		法面工事			
		基礎工工事			
		コンクリート橋上部工事			
		塗装工事(工場塗装を除く)			
		植栽工事			
		防護柵(網)工事			別紙 6③⑩(3)
		標識工事			
		区画線工事			
		維持修繕工事			
		電線共同溝工事			
		下水道工事			別紙 6③⑩(4)
		港湾・漁港・海岸築造工事			
		道路工事			
		二次製品構造物工事			
		フィルダム・ため池工事			
		管工事			別紙 6③⑩(5)
		補強土壁工事			
		ほ場整備工事			
		農用地造成工事			
		山腹工事(柵工・筋工・伏工等)			
		落石防止工事			別紙 6③⑩(6)
		木製構造物工事			
		木製構造物工事			
		魚礁工事(現場打ちコンクリート魚礁)			
		魚礁工事(鋼製魚礁)			
		増殖場造成工事(転石礁)			
		機械設備工事			別紙 6③⑩(6)
		電気設備工事			
		通信設備工事・受変電設備工事			
		上記以外の工事又は合併工事			
4.工事特性	I 施工状への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5.創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
	II 県産品、県認定リサイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6.社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 5③	-
7.法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-

別表2(契約金額が1,500万円未満の場合)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 9①②	－	－
	II 配置技術者	(共通)	別紙 9①②	－	－
2. 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 9①②	－	別紙 10①②
	II 工程管理	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	－
	III 安全対策	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	－
	IV 対外関係	(共通)	別紙 9①②	－	－
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 9①②	－	別紙 10①②
	II 品質	(共通)	別紙 9①②	－	別紙 10①②
	III 出来ばえ	(共通)	－	－	別紙 10①②
4. 工事特性	I 施工状況への対応	(共通)	－	別紙 5②	－
5. 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	－	－
	II 県産品、県認定リサイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	－	－
6. 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	－	別紙 10①②	－
7. 法令遵守等		(共通)	－	別紙 5④	－

8－(2) 和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等） 成績評定要領

[沿革]	平成15年	7月30日	(制定)
	平成17年	7月1日	(一部改正)
	平成21年	4月1日	(一部改正)
	平成22年	4月1日	(一部改正)
	平成22年	7月1日	(一部改正)
	平成23年	4月1日	(一部改正)
	平成24年	1月1日	(一部改正)
	平成25年	4月1日	(一部改正)
	平成26年	4月1日	(一部改正)
	平成29年	4月1日	(一部改正)
	平成30年	4月1日	(一部改正)
	令和2年	1月1日	(一部改正)
	令和3年	1月1日	(一部改正)
	令和3年	10月1日	(一部改正)
	令和5年	2月1日	(一部改正)

（目的）

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事（建築・設備工事等）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他関連する請負工事について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- （1）災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- （2）単価契約による工事

（評定者）

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

（評定の方法）

- 第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

（評定様式）

- 第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（建築・設備工事等）」（以下「審査項目別運用表（建築・設備工事等）」という。）によって採点するものとする。
- 3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される審査項目運用表によって採点するものとする。

（評定の結果の提出）

第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月

1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

第8 発注機関の長は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表 1

評定者	審査項目	細 別	工 種	様式番号	備 考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 4 ①	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 4 ②	
		II. 工程管理		別紙 4 ②	
		III. 安全対策		別紙 4 ③	
		IV. 対外関係		別紙 4 ③	
	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙 4 ④	
		II. 品質	建築工事	別紙 4 ⑤－建築	
			電気設備工事	別紙 4 ⑤－電気	
			機械設備工事	別紙 4 ⑤－機械	
			解体工事	別紙 4 ⑤－解体	
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥－ 1 別紙 4 ⑥－ 2	
		II. 県産品、県認定 リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 5 ①	
		II. 安全管理		別紙 5 ①	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		別紙 5 ②－ 1 別紙 5 ②－ 2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 5 ③	
	7. 法令遵守等			別紙 5 ④	
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 6 ①	
	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙 6 ②	
		II. 品質	建築工事	別紙 6 ③－建築	
			電気設備工事	別紙 6 ③－電気	
			機械設備工事	別紙 6 ③－機械	
			解体工事	別紙 6 ③－解体	
		III. 出来ばえ	建築工事	別紙 6 ④－建築	
			電気設備工事	別紙 6 ④－電気	
			機械設備工事	別紙 6 ④－機械	
			解体工事	別紙 6 ④－解体	

別表 2（契約金額が 1, 5 0 0 万円未満の場合）

評定者	審査項目	細 別	工 種	様式番号	備 考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 8	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 8	
		II. 工程管理		別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
		III. 安全対策		別紙 8	
		IV. 対外関係		別紙 8	
	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ④を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 品質		別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ⑤を評価の目安として、総合的に判断する。
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥－ 1 別紙 4 ⑥－ 2	
		II. 県産品、県認定 リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 9	審査項目細別は、別紙 5 ①を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 安全管理		別紙 9	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		別紙 5 ②－ 1 別紙 5 ②－ 2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 9	
	7. 法令遵守等			別紙 5 ④	
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 1 0	
	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙 1 0	審査項目細別は、別紙 6 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 品質		別紙 1 0	審査項目細別は、別紙 6 ③を評価の目安として、総合的に判断する。
		III. 出来ばえ		別紙 1 0	審査項目細別は、別紙 6 ④を評価の目安として、総合的に判断する。

8－(3) 和歌山県県土整備部業務成績評価要領

[沿革] 平成15年4月1日 制定

平成19年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

(目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部が所掌する業務委託の成績評価（以下「評価」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評価の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2 評価は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第1項（3）に定める県工事に伴う業務のうち県土整備部及び農林水産部が所掌する業務について行うものとする。

2 評価を行う業務のうち、単純調査業務は別表1の例示のとおりとする。

(評価者)

第3 業務成績の評価者（以下「評価者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第1項（5）に定める検査員、設計図書に定める監督員及び担当課長等とする。

(評価の方法)

第4 評価は、業務委託契約ごとに独立して行うものとする。

2 評価は、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

(監督員による評価)

第5 監督員による評価は、次の表に掲げる「業務成績評価表」、「評価点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評価にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査 業務	単純調査 業務	測量業務	調査・計画 業務	概略・予備 設計業務	詳細設計 業務	発注者 支援業務
業務成績評価表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評価点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙3①	別紙3②	別紙3③	別紙3④	別紙3⑤	別紙3⑥	別紙3⑦

(担当課長等による評価)

第6 担当課長等による評価は、次の表に掲げる「業務成績評価表」、「評価点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評価にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査 業務	単純調査 業務	測量業務	調査・計画 業務	概略・予備 設計業務	詳細設計 業務	発注者 支援業務
業務成績評価表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評価点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙4①	別紙4②	別紙4③	別紙4④	別紙4⑤	別紙4⑥	別紙4⑦

- 2 担当課長等は、当該業務において受託者に起因する事故等が発生し、措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として－5点まで減点することができる。

区 分	口頭注意	文書注意
考查点	－3点	－5点

- 3 担当課長等は、成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	－10点	－20点

（検査員による評定）

- 第7 検査員による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評定を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単 純 調 査 業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評定点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙5①	別紙5②	別紙5③	別紙5④	別紙5⑤	別紙5⑥	別紙5⑦

（対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い）

- 第8 対象業務が、「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査・計画業務」、「概略・予備設計業務」、「詳細設計業務」、「発注者支援業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評価をもって評定点とみなすものとする。この取扱いは、監督員、担当課長等及び検査員で統一するものとする。

（評定の結果の通知）

- 第9 評定結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

- 第10 発注機関の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表 1 単純調査業務

項 目	具 体 例
共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務（降雨解析等）
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJ I S等で規定されている測定業務
その他	上記具体例に準ずる業務

8-(4) 和歌山県県土整備部工事等成績評価通知実施要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)

平成17年 7月1日(一部改正)

平成19年 4月1日(一部改正)

平成25年 4月1日(一部改正)

平成25年 8月1日(一部改正)

平成26年 4月1日(一部改正)

平成30年 4月1日(一部改正)

平成31年 4月1日(一部改正)

令和元年 8月1日(一部改正)

(目的)

第1 本要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の工事成績評価の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

また、委託業務の成績評価の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評価の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び業務)

第2 評価点の通知の対象とする工事は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事について行うものとする。

2 評価点の通知の対象とする業務は、県土整備部及び農林水産部が委託する業務のうち、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める県工事に伴う業務について行うものとする。

(評価の結果の通知)

第3 発注機関の長は、検査員から完成検査の評価の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負人又は当該委託業務の受託者に対して、次の表に掲げる様式により通知するものとする。

	工 事	地質調査業務 単純調査業務 測量業務 調査・計画業務 概略・予備設計業務 詳細設計業務	発注者支援業務
工事完成 結果通知書	別記第1号様式	—	
業務完了 結果通知書	—	別記第2号様式	
成績評価 結果通知書	別記第3号様式	別記第4号様式	別記第5号様式

(修正した評価の通知)

第4 発注機関の長は、第3の通知をしたのち、和歌山県県土整備部工事成績評価要領第

8、及び和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10による評定の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を通知するものとする。

（説明請求）

第5 第3及び第4の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により発注機関の長に評定点について、説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、評定の通知を受けた者から評定についての説明を求められた場合には、延滞なく回答するものとする。

別記第1号様式(第3関係)

工事完成検査結果通知書	
令和 年 月 日	
契約の相手方 住所、商号又は名称 代表者氏名 様	
発 注 機 関 の 長	
工事完成検査の結果は、下記のとおりです。	
記	
契約目的事項	年度 第 号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 工事成績評定点 点

別記第2号様式(第3関係)

業務完了検査結果通知書	
令和 年 月 日	
契約の相手方 住所、商号又は名称 代表者氏名 様 発 注 機 関 の 長	
業務完了検査の結果は、下記のとおりです。 記	
契約目的事項	年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 業務成績評定点 点

別記第3号様式（第3関係）

令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号
工事について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来映え	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100 点

※5. 創意工夫のうち、I. 創意工夫 県内開発建設技術の使用 有（または無）

II. 県産品、県認定リサイクル製品
(個別に評価した点数) / 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第4号様式（第3関係）

令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

評価項目	細 別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/ 20 点
実施状況の評価	執行管理	/ 5 点
	品質管理	/ 20 点
	業務特性	/ 10 点
	創意工夫	/ 4 点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6 点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 5 点
結果の評価	成果物の品質	/ 30 点
業務評定点		/ 100 点
事故等による減点		(-5~0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0 点)
総合評定点		/ 100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

別記第5号様式（第3関係）

令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評価結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務
について、和歌山県県土整備部業務成績評価要領に基づき評価した結果を下記のとおりを通知します。

記

評価項目		評価点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/ 6 点
	的確な履行	/ 36 点
	業務目的の達成度	/ 18 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/ 12 点
	打ち合わせの理解度	/ 6 点
	指揮系統の迅速性、確実性	/ 14 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/ 8 点
業務評価点		/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21~0 点)
事故等による減点		(-5~0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0 点)
総合評価点		/ 100 点

なお、評価の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

9－(1) 和歌山県優良工事表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県が発注した建設工事のうち特に優秀な工事を行った者を表彰することにより、県内建設業者の技術力の向上及び健全な育成・発展に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰の対象となる者は、和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者及びその従事者並びに和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者のみで構成される共同企業体及びその従事者とする。

第3条 表彰は、知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

(追彰)

第4条 第2条に該当する者が死亡したときは、追彰することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年11月18日の土木の日に行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

9-(2) 和歌山県優良工事表彰規程取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県優良工事表彰規程(以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 和歌山県優良工事表彰の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、和歌山県が競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領又は和歌山県県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領(以下「評定要領」という。)により評定を行った最終請負金額が15,000千円以上の工事とする。

2 対象工事は、表彰を行う年度の前年度(以下「対象年度」という。)に完成した工事とする。

3 優良工事として表彰する数は、原則として定めのないものとする。

4 表彰対象者は、特に優秀な工事(以下「優良工事」という。)を施工した受注者及び監督した主任技術者又は監理技術者とする。

(選考基準)

第3条 優良工事の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 評定要領に定める工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が75点以上の工事で、その内容が特に優れ、他の模範となるものであること。

(2) 次のいずれかに該当する者が施工した工事でないこと。

ア 対象年度において、評定点が65点未満となる工事を施工したことがある者

イ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき、対象年度以降において入札参加資格停止を受けたことがある者、又は対象年度以前に受けた入札参加資格停止であって、その措置期間が対象年度以降に継続した入札参加資格停止を受けたことがある者

(3) その他表彰にふさわしくない事例がないこと。

(審査会)

第4条 知事は、対象工事を審査選考するため、優良工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 会長は、県土整備部長をもって充てる。

3 副会長及び委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

4 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 審査会の事務を補佐するために、事務局を置く。

2 事務局は、県土整備部県土整備政策局技術調査課に置く。

(選考手順)

第6条 表彰工事選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 会長は、各発注機関の長に対し優良工事の推薦を依頼する。

(2) 各発注機関の長は、第3条に規定する選考基準に基づき、推薦する工事(以下「推薦工事」という。)を選定する。

(3) 各発注機関の長は、選定した推薦工事について、優良工事推薦調書(別記様式)を作成して会長あてに提出する。

(4) 会長は、前号に規定する推薦を受け、事務局にその推薦工事の事前審査及び現地調査を行わせる。

(5) 事務局は、前号の規定に基づき事前審査及び現地調査を実施する。なお、必要に応じ関係機関の協力を得るものとする。

(6) 事務局は、現地調査結果を審査会に報告する。

(7) 審査会は、優良工事推薦調書及び事務局の現地調査結果をもとに審査及び選考を行う。

(8) 審査会の会長は、選考結果を受け知事に優良工事の推薦を行う。

(9) 優良工事の決定は、前号の推薦に基づき、知事が行う。

附 則

この要領は、平成16年10月12日から施行する。

この要領は、平成17年 8月25日から施行する。

この要領は、平成18年 4月18日から施行する。

この要領は、平成19年 8月 8日から施行する。

この要領は、平成20年 9月19日から施行する。

この要領は、平成21年 8月31日から施行する。

この要領は、平成22年 6月16日から施行する。
この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 2年 4月 8日から施行する。
この要領は、令和 5年 3月17日から施行する。
この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別 表

和歌山県優良工事表彰審査会委員

会 長	県土整備部長
副 会 長	農林水産部長 県土整備部技監
委 員	県土整備政策局長 道路局長 河川下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長 農林水産政策局長 森林林業局長 水産局長
事 務 局	技術調査課

10 和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱

[沿革] 平成19年7月17日（制定）

（目的）

第1条 この要綱は、けんさんびんの登録に関する必要な事項を定めることにより、県が発注する公共事業におけるけんさんびんの活用の拡大を図ることにより、県内景気の浮揚と雇用の確保に寄与するとともに、公共事業の品質の確保、コスト縮減及び和歌山県土の保全と復元を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、けんさんびんとは、県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術及び県産認定リサイクル製品をいう。

2 この要綱において、県産品建設資材とは、次の各号のいずれかの建設資材、製品等をいう。

（1）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

（2）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品

（3）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

（4）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

3 この要綱において、県産新工法とは、公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したものをいう。

4 この要綱において、県土保全環境技術とは、和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

（1）県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法

（2）県産品建設資材を主材料とする技術及び工法

（3）紀州材を有効利用できる技術及び工法

5 この要綱において、県産認定リサイクル製品とは、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）による認定を受けたものをいう。

6 この要綱において、けんさんびん登録予定資材とは、総合評価制度による和歌山県の発注工事で、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材又は県認定リサイクル製品の1品目全数使用を提案し、最高評価入札者になった者から提案されたけんさんびん登録されていない建設資材（以下「提案資材」という。）のうち要綱第2条第2項第1号の審査項目に適合するものをいう。

（登録）

第3条 けんさんびんの登録を受けようとする者は、登録の申請を知事に行わなければならない。

2 知事は登録の申請内容を審査するため、県産品活用部会を設置する。

3 知事は、登録の申請又は第5項第2号に規定する定義に関する変更申請があった場合には、県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんびん登録台帳に登録するものとする。

4 知事はけんさんびん登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨をホー

ムページにて公表するものとする。

- 5 けんさんびん登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる登録内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める登録内容の変更申請を行わなければならない。

- (1) 問い合わせ先
- (2) 定義（県産品建設資材・県産新工法・県土保全環境技術・県認定リサイクル製品）
- (3) 他機関での評価の有無
- (4) 製造工場
- (5) 原材料産地

- 6 知事は、登録内容の変更をしたときは、申請者に通知するものとする。

（けんさんびん登録予定資材の登録）

第4条 知事は提案資材について、入札時に提出された証明資料等をもとに県産品活用部会において審査を行った上、製造事業者審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんびん登録予定資材台帳に登録するものとする。

- 2 知事はけんさんびん登録予定資材台帳に登録をしたときは、製造事業者へ通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。

- 3 第1項により、けんさんびん登録予定資材台帳に登録された製造事業者は、当該工事契約締結後、速やかにけんさんびん登録の申請を知事に行わなければならない。

- 4 知事は、けんさんびん登録の申請をされたけんさんびん登録予定資材について、再度県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんびん登録台帳に登録するものとし、けんさんびん登録予定資材台帳から削除するものとする。

（登録の更新）

第5条 登録の有効期間は、登録日より3年間とする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。

- 3 知事は、更新の申請があった場合、次の各号により登録の更新をするものとする。

- (1) 登録の有効期間中に使用実績があったものについては、けんさんびん登録台帳を更新する。
- (2) 登録の有効期間中に使用実績が無かったものについては、要支援けんさんびんとしてけんさんびん登録台帳を更新する。

- 4 知事は、登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

- 5 前項の規定による登録の有効期間は、更新日より3年間とする。

（登録の取消し）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) けんさんびんに該当しなくなったとき。
- (2) 登録更新の申請をしなかったとき。
- (3) 登録事業者から登録の取消しの申出があったとき。
- (4) その他けんさんびん登録として適当でないことを知事が認めたとき。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録事業者へ通知するものとする。

（県の責務）

第7条 県は、公共事業においてけんさんびんの利用を促進するために、県のホームページ等を利用して情報提供を行うとともに、要支援けんさんびんについては、利用実績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討する。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課において所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県けんさんびん登録制度の運用に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

1 1 県内開発建設技術登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内に主たる事務所を置く企業、組合等（以下、「県内企業等」という。）が開発した建設工事に係る製品・工法（以下、「県内開発建設技術」という。）の普及、活用を支援し、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の登録に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「県内開発建設技術」とは、県内企業等が開発した建設技術で、次の各号のいずれかに該当し、かつ実用化されているものをいう。

- （1）国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む。）
- （2）特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- （3）法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- （4）和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

（登録）

第3条 県内開発建設技術の登録を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申請された県内開発建設技術について審査を行い、別に定める審査項目に適合したものを登録するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録した県内開発建設技術について、県内開発建設技術登録台帳に登録し、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。
- 4 申請者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行わなければならない。

（登録の更新）

第4条 登録の有効期限は、登録日より3年間とする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
- 3 知事は登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）県内開発建設技術に該当しなくなったとき。
- （2）登録の更新の申請をしなかったとき。
- （3）申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申し出があったとき。
- （4）申請者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ）に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が含まれる場合

(5) 申請者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した場合

(6) 申請者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた場合

(7) 申請者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している場合

(8) 申請者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（4）から（7）までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した場合

(9) その他知事が適当でないと認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を取消したときは、同一申請者、又は実態が同一と認められる申請者の他の登録を併せて取消することができる。又、同一申請者若しくは実態が同一と認められる申請者からの新たな登録の申請については、1年間受理しないものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、県内開発建設技術登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

12-1(1) 諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の調整について

技 第 1099 号
平成 20 年 12 月 12 日

県土整備部各課室長 様
各発注機関の長 様

技術調査課長
(公印省略)

諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）の調整について（通知）

平成 14 年 2 月 22 日付け技第 286 号にて通知している「積算上の留意点について」のうち、3. のこのことについて、下記のとおり改めたので通知します。

なお、今後の発注にあたっては平成 19 年 3 月 9 日付け技第 1295 号で通知している「建設工事（土木）の適正な発注ロットのあり方について」を遵守し、発注に努めるようお願いします。

なお、本通知は、平成 20 年 12 月 18 日以降に入札公告する工事から適用する。

記

- 1 原則として、発注にあたっては、工事単体の諸経費とし、他の工事との諸経費の調整は行わない。（発注する設計書毎にその設計書の直接工事費に対応する諸経費を使用すること。）

12-2 公共工事等の発注について

技 第 1205 号
平成 21 年 1 月 16 日事業主管課長 様
各振興局建設部長 様
和歌山下津港湾事務所長 様
南紀白浜空港管理事務所長 様技術調査課長
(公印省略)

公共工事等の発注について（依頼）

県内事業者の健全な育成・発展を図るため、県内事業者で施工・履行が可能と見込まれる公共工事等については、県内事業者へ発注することを原則として発注業務を行って下さい。また、下記の事項についても十分配慮するとともに、所属職員への周知徹底をお願いします。

記

【適正な積算】

- ・設計書の作成に当たっては、現場条件を反映した適正な積算に努めること。
- ・発注者と受注者が対等な関係に立ち、現場での問題発生に対し迅速に対応するとともに、施工後の現場条件等の変更に伴う工事量の増加や積算漏れに対しては、必要な契約変更を行うこと。

【条件明示】

- ・契約後は、すみやかに受注者と施工条件等について十分協議を行った上、文書での確認を取り、発注者・受注者の責任の明確化を図ること。

【入札参加条件】

- ・入札参加条件設定に当たっては、可能な限り多くの事業者が参加できるよう配慮すること。
- ・土木関係建設コンサルタント業務における一般的な構造物の設計業務（区分B）については、県内事業者育成の観点から、原則主要部門の技術者条件のみ設定すること。

1 2 ー(3) 県内調達推進の徹底について

技 号 外
平成21年2月17日

県土整備部各課（室）長
各振興局建設部長
南紀白浜空港管理事務所長
和歌山下津港湾事務所長

}

様

技術調査課長
（公印省略）

県内調達推進の徹底について（通知）

県内調達の努力義務及び建設工事における下請等の選定につきましては、「県産品建設資材（県認定リサイクル製品含む）計上の際の条件明示及び県内調達の努力義務について」（平成17年6月30日付技第459号）により実施しているところですが、県内調達のより一層の推進を図るため、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材以外を採用される場合においては、着手又は使用前に調達調書提出の徹底並びにその理由を確認し、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努められるよう積極的な推進をお願いします。

県内調達に関する特記仕様書

1. 請負者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
2. 請負者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。
なお、県産品建設資材とは以下いずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品。
- (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品。
- (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」。
- (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品。

県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載の無いものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したもの。

3. 請負者は、以下に該当する場合は理由を明記した調達調書を提出しなければならない。

- (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結。
(2次下請以降も全て)
- (2) 設計図書に明記された工事材料に県産品建設資材及び県内調達資材以外を使用。（設計図書に明記されていない資材については除く）

4. 本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載のあるものについては、同製品の中から選定し使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、請負者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更する事が出来る。

また、「単価表等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること。（なお、この場合は工事成績評価の際に加点評価されます。）

和歌山県知事 様

調 達 調 書

請 負 者
所 在 地
(電 話)
商号又は名称
代表者役職氏名

1. 工事名
2. 工事場所
3. 請負金額

4. 下請契約

本工事で下請契約を締結する県内に本社・本店を有しない建設業者を報告します。

契約先名	契約先住所	下請工種	詳細	契約金額	県内企業を採用しない理由

※下請金額にかかわらず、下請（2次以降）契約する全ての対象建設業者を記載すること。

5. 資材調達

本工事において県内建設資材以外で使用する資材を報告します。

資材名	品質・規格	数量	製造者名・代理店名等	製造者・代理店等所在地	県内建設資材を採用しない理由	県産品

※使用数量の有無にかかわらず、全ての県内建設資材以外について記載すること。所在地は都道府県名程度とする。
※設計図書に県産品と明記された工事材料に県産品建設資材以外を使用した場合は、「県産品」項目に「○」を記入すること。

12-(4) 建設工事にかかる下請契約の適正化等について

請負者が遵守すべき内容のうち、下請契約に関する主な事項を抽出したので、十分注意すること。

1 建設業法について

- ①下請負者は、建設業法第3条による建設業の許可を有すること。（ただし、政令で定める「軽微な建設工事」を除く。「軽微な建設工事」とは、建築一式工事では1500万円未満の工事又は150m²未満の木造住宅工事、建築一式工事以外では500万円未満の工事をいう。）
- ②請負者は、下請契約の合計金額が4500万円以上（建築一式工事では7000万円以上）となるときは、建設業法第24条の8による「施工体制台帳」を作成して発注者へ提出すること。
（但し、公共工事はその金額にかかわらず施工体制台帳の作成義務はあります）
- ③請負者は、②に記載する金額以上の下請契約を締結するためには、建設業法第15条による特定建設業許可を有するとともに、現場に監理技術者を配置すること。

↓
【上記の規定に違反し、監督官庁から処分を受けたとき】

※和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（以下「要綱」という。）の別表第2・5・（2）又は（3）の「建設業法違反」に該当する。

↓
入札参加資格停止（停止期間は上記別表2参照）

2 仕様書について

1. 和歌山県土木工事共通仕様書

- ①請負者は、和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第4による施工計画書（現場組織表含む：下請業者の許可番号・金額・技術者・工期を記載）を遵守し工事の施工に当たらなければならない。内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更計画書を提出すること。
- ②請負者は、和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第28による使用人（下請負者又はその代理人等）の雇用条件、賃金の支払い状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保すること。

2. 工事特記事項

- ①請負者は、工事特記事項（共通編）第1による施工分担関係を明確にした現場組織表を作成し、下請負契約書の写しを添付して提出すること。

↓
【「1. 和歌山県土木工事共通仕様書」及び「2. 工事特記事項」が履行されず、工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき】

※要綱の別表第1・2・（4）・イの「監督員又は検査員の指示に従わないとき」に該当する。

↓
1か月の入札参加資格停止

3 低入札価格調査について

- ①低入札価格調査の対象者は、低入札価格調査実施要領【建設工事】14・（3）による調査様式（下請予定内容報告書等）を提出すること。また、工事完成後速やかに低入札価格調査実施要領【建設工事】20・（2）による下請代金支払状況等調査表を提出して事情聴取を受けること。

↓
【低入札価格調査報告書への虚偽記載や、下請負者への不適正な履行等を確認したとき】

※要綱の別表第2・7・（9）、（10）の「不誠実な行為をしたとき」に該当する。

↓
3か月の入札参加資格停止

12-5 フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、和歌山県が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（任意着手方式（受注者が一定の期間内で着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択できる方式をいう。以下同じ。）又は発注者指定方式（発注者が着工日を指定する方式をいう。以下同じ。）のいずれかを選択できるものとし、その内容が書面に明記された契約方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、一般競争入札方式で調達する工事のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 一定の期間内で受注者が着工日を選択可能とすること又は発注者が着工日を指定することが有益と認められること。
- (2) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていること。
- (3) 契約締結日を着工日とした場合の完成期限日（工期の終期日をいう。以下同じ。）と着工期限日（受注者の着工の期限となる日をいう。以下同じ。）を着工日とした場合の完成期限日が同一年度になること。ただし、繰越可能な場合を除く。
- (4) 緊急性がないこと。

（方式の選定及び着工日等の設定）

第3条 発注者は、任意着手方式又は発注者指定方式から適用する方式を選定する。

2 任意着手方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注者は、着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- (2) 着工期限日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。
- (3) 対象工事の入札において、最低価格入札者等（予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者又は総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い入札者をいう。以下同じ。）となった者で、フレックス工期を選択する者は、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領」（平成19年6月1日施行）第15条に規定する技術資料（総合評価落札方式の場合は、同要領第24条による読替えの第15条に規定する書面による技術提案）等の提出時に、着工日を記載した着工日通知書（別記様式）を添付し、発注者に通知しなければならない。

なお、落札決定後に当該通知書により通知された着工日を、契約書の着工日として記載するものとする。ただし、当該通知書により通知された着工日が契約日以前の日である場合は、契約日を契約書の着工日として記載するものとする。

- (4) 前号において、最低価格入札者等は、落札予定日から着工期限日までの期間で任意の日を着工日として発注者に通知することができる。
- (5) 着工期限日から完成期限日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期の日数をいう。）を確保することとする。

3 発注者指定方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注者は、着工日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- (2) 着工日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。

第4条 削除

（前金払の取扱い）

第5条 受注者は、着工日の14日前の日以降でなければ対象工事の前払金を請求できない。

（着工日前の取扱い）

第6条 契約日から着工日の前日までの期間の対象工事の現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 受注者は、契約日から着工日の前日までの期間中、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、対象工事に着手してはならない。

（技術者の取扱い）

第7条 契約日から着工日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

- 2 主任技術者又は監理技術者の専任配置にかかる取扱いについては、「フレックス工期による契約方式を適用する工事における配置予定技術者の取扱いについて」（平成28年5月25日付け技第05240004号）によるものとする。

（着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱い）

第8条 前工事の完成が遅れる等、着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) その事由が受注者の責めによる場合、発注者は、和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）別記第3号様式の建設工事請負契約書第44条第1号の規定により、フレックス工期による契約を解除することができる。
- (2) その事由が受注者の責めによらない場合、工事中における受注者の責によらない工期延期等と同様に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第9条 フレックス工期による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月11日から施行し、平成28年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月26日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年5月10日から施行し、令和4年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

12-（6） 和歌山県建設工事事務規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、県が執行する建設工事の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、和歌山県工事執行規則（昭和28年和歌山県規則第25号）第2条に規定する工事について適用する。

（競争入札に付する場合の公告又は通知）

第3条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する場合における公告又は通知には、当該競争入札についての欠格該当事項及び失格該当事項を特に明確にしておかなければならない。

（図面、仕様書及び契約条項等の閲覧）

第4条 競争入札に付する場合及び随意契約によろうとする場合は、あらかじめ図面及び仕様書（金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）に第7条に規定する建設工事請負契約書の案を添付し、入札前又は見積り前に入札に参加しようとする者又は見積りをしようとする者にこれを閲覧させなければならない。

（入札書）

第5条 競争入札に付する場合の入札は、入札書（別記第1号様式）によるものとする。

（見積書）

第6条 随意契約によろうとする場合の見積りは、見積書（別記第2号様式）によるものとする。

（建設工事請負契約書等）

第7条 工事の請負契約を締結しようとするときは、建設工事請負契約書（別記第3号様式）によるものとする。

2 工事の変更等により請負契約を変更しようとするときは、建設工事請負変更契約書（別記第4号様式）によるものとする。

（請負人が提出する書類の様式）

第8条 前条第1項の建設工事請負契約書に基づき請負人が提出する次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- （1） 工程表 別記第5号様式
- （2） 下請負（委任）通知書 別記第7号様式
- （3） 現場代理人等通知書 別記第8号様式

- (4) 現場代理人等変更通知書 別記第9号様式
- (5) 工期延長請求書 別記第10号様式
- (6) 損害発生通知書 別記第11号様式
- (7) 完成通知書 別記第12号様式
- (8) 引渡書 別記第13号様式
- (9) 請負代金請求書 別記第14号様式
- (10) 前払金請求書 別記第15号様式
- (11) 中間前払金請求書 別記第16号様式
- (12) 既済部分検査請求書 別記第17号様式
- (13) 指定部分完成通知書 別記第18号様式
- (14) 指定部分引渡書 別記第19号様式

(契約の保証)

第9条 工事の請負契約を締結するときは、請負人に次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければならない。ただし、予定価格に110分の100を乗じて得られる金額が500万円未満の工事の請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる利付国債又は地方債の提供
- (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は知事が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 請負契約に基づく債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する県を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の

1（ただし、低入札価格調査実施後は、10分の3）以上の額としなければならない。

(監督員)

第10条 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）に規定する課、室及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第2条に規定するかい（教育委員会及び警察本部に属するものを除く。）のうち工事を執行する課（室を含む。）の長又はかい長（以下「課長等」という。）は、工事を請負で施行するときは、工事ごとに、工事を監督する職員（以下「監督員」という。）を定め、請負人に通知しなければならない。監督員を変更した場合も、同様とする。

2 課長等は、同一の工事について2人以上の監督員を定めた場合は、そのうちの1人を主任監督員とするものとする。

3 主任監督員及び監督員は、課長等の指揮を受け、工事現場における請負人の当該工

事の履行に関する監督の事務に従事する。

（設計図書の変更通知）

第11条 課長等は、設計図書を変更する必要があると認めるときは、別に定める設計変更通知書により設計図書の変更内容を請負人に通知しなければならない。

（工事の一時中止の通知）

第12条 課長等は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認めるときは、別に定める工事中止通知書により中止内容を請負人に通知しなければならない。

（工事出来高検査結果通知書等）

第13条 課長等は、工事について検査をしたときは、その結果を別に定める工事出来高検査結果通知書又は工事完成検査結果通知書により請負人に通知しなければならない。

（前払金）

第14条 請負代金を前金で支払うこと（以下「前金払」という。）のできる額及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）のできる額は、1件の契約金額が100万円以上の工事について、それぞれ当該契約金額の10分の4以内及び10分の2以内とする。この場合において前金払をする金額（以下「前払金」という。）及び中間前金払をする金額（以下「中間前払金」という。）は、1万円を単位とする。

2 工事が2会計年度以上にわたるものについての前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、当該工事に係る各年度ごとの工事の出来高予定額により各年度ごとに比例配分してこれを支払うことができる。ただし前払金については、知事において特に必要があると認めるときは、当該年度の出来高予定額を超えない範囲内で、これを初年度に一括して支払うことができる。

3 前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）をする工事の請負契約については、当該工事の施行伺（起工回議書）に前金払等をする旨の記載をするとともに、第3条の公告又は通知若しくは第4条の閲覧に供する仕様書に前金払等をする事ができる工事であることを明らかにしておかなければならない。

4 前払金等を支払うときは、公共工事の前払金等保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を県に寄託させなければならない。

（前金払をした工事に係る部分払）

第15条 和歌山県財務規則第98条の規定により、前金払等をした工事請負契約について工事の出来高に応じ部分払をするときは、次の算式により算定した額の範囲内において支払うものとする。

部分払金の額＝請負代金相当額×（（9／10）－（（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額））

請負代金相当額＝請負代金額×（出来高工事費／設計工事費）

建設工事請負契約書

- 注 1

5	請負代金額	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円
6	契約保証金	円
7	部分払を受けることのできる回数	回
8	建設発生土の搬出先等	

〔注〕建設工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- ## 9 解体工事に要する費用等

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別紙1に必要事項を記入し、契約書に添付する。

上記の工事について、和歌山県を発注者とし、
を受注者として、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の
条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

注1の2

〇〇〇外〇社は、別紙〇〇共同企業体協定書により上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として、この証書 2 通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

發注者 和歌山県知事 印

受注者 住所 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

注2

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び受注者が提出した技術提案提出書（以下「技術提案」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、設計図書及び技術提案を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、頭書記載の工事を頭書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

注1の2

(共同企業体の場合の適用条項)

第1条の2 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及

び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費（次項において単に「法定福利費」という。）を明示するものとする。
- 3 入札時に法定福利費が明示された工事費内訳書を提出した受注者は、当該工事費内訳書の提出をもって、請負代金内訳書の提出に代えることができる。
- 4 請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

注3

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

注3

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

注4

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第51条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者に前項各号の届出をさせることを誓約する場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をした事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料

、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から第3項までの規定により置かなければならないとされている技術者

ア 主任技術者

イ 監理技術者

ウ 専任の主任技術者

エ 専任の監理技術者

オ 特例監理技術者(建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。)及び監理技術者補佐(同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り

及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者（専任の監理技術者及び特例監理技術者を含む。）、監理技術者補佐又は主任技術者（専任の主任技術者を含む。）をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見

本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

ない。

- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1）図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2）設計図書に誤謬又は脱漏があること。

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、第3号の場合においては、発注者と受注者とが協議して、発注者が行うものとする。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

注5

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、提案を義務付けている場合は、「提案しなければならない」と置き換える。）。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負金額を変更しなければならない。この場合において、請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を削減しないものとする。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するこ

とができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

注6

（消費税及び地方消費税の税率の改正に基づく請負代金額の変更）

第26条の2 発注者及び受注者は、工事目的物の引渡しの日までに消費税及び地方消費税の税率の改正が行われたときは、請負代金額を改正後の消費税及び地方消費税の税率により算定した請負代金額に変更するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による請負代金額の変更後において、当該変更に係る消費税及び地方消費税の税率の改正による賃金水準又は物価水準の変動について、前条の規定による請負代金額の変更を請求してはならない。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があると

きは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するも

のとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負

代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

注7

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 第1項、第3項及び第5項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万円を単位とする。

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以

外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、頭書に定める回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times (9/10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額})$

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から起算して14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 $\times (1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額})$

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

注4

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必

要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消

されたとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。

以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、イからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(13) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(14) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの工事の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(15) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

注4

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第46条の2 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成

させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは

、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注 8

3 第1項の場合において、第35条（第61条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注3

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をも

って同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

注2

(技術提案に係る内容の履行)

第53条の2 受注者が、技術提案に記載の提案内容（以下「提案内容」という。）を満たす施工を行わなかった場合は、契約不適合とみなす。

2 受注者の責めに帰すべき事由により提案内容を満たす施工を受注者が行わなかった場合又は発注者が工事目的物の引渡しを受けた後に受注者の提案内容の契約不適合を確認した場合において、発注者は、受注者の工事成績評定を減点することができる。

(火災保険等)

第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償の予定)

第55条 受注者は、第45条第12号から第14号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第45条第12号又は第13号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、受注者は当該賠償金全額を支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による和歌山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、

専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、別紙2仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

注9

(本契約の確定)

第59条の2 この契約は、和歌山県議会の議決があつたときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとする。ただし、本契約までの間に、受注者（共同企業体の場合には、その構成員を含む。以下この条において同じ。）が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となつたとき、談合等による損害賠償請求を発注者から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約は締結しないものとする。

2 前項の規定において本契約を締結しないこととなつたとき、発注者は、受注者に対し何ら責任を負わないものとする。

注10

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 各会計年度において前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

3 各会計年度において中間前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

注 11

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金（ただし、契約会計年度における支払限度額の範囲内に限る。）の支払を請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

注 1 : 工事を施工しない日又は時間帯を設定する契約を行う場合には、頭書の「4 工期

」に点線枠内の条文を追加して用いる。

- 注1の2：共同企業体と契約を行う場合には、頭書に点線枠内の条文を追加し、第1条の次に第1条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注2：標準型の総合評価落札方式により契約を行う場合には、第1条第1項を点線枠内の条文に置き換え、第53条の次に第53条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注3：低入札価格調査実施後の契約を行う場合には、第4条第2項及び第5項並びに第51条第2項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。
- 注4：例外的取扱いとして、金銭的保証でなく、役務的保証を選択した場合には、第4条及び第42条第1項を点線枠内の条文に置き換え、第46条の次に第46条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注5：契約後VE方式工事の場合には、第19条の次に第19条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注6：経過措置適用日以降に契約し、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の改正が行われる場合には、第26条の次に第26条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注7：フレックス工期による契約方式を適用する契約の場合には、第35条第1項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。
- 注8：債務負担行為を行う工事に係る契約の場合には、第50条第3項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。
- 注9：議会の議決を要する契約の場合には、頭書の契約書を仮契約とし、第59条の次に第59条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注10：債務負担行為を行う工事に係る契約であって、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められていないものである場合には、第59条（第59条の2が追加されている場合は第59条の2）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注11：債務負担行為を行う工事（工期が1年未満であって、翌年度に渡るものに限る。）に係る契約であって、契約会計年度において翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているものである場合には、第59条（第59条の2が追加されている場合は第59条の2）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引

(令和6年度)

発行：令和6年9月

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

TEL：073-441-3081

FAX：073-428-1810

技術調査課ホームページ／<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

世界とつながる愛着ある元気な和歌山



技術調査課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

公共調達フリーダイヤル

0120-232-049

リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



地球環境保護のために、植物油
インキを使用しています。

定価：500円